薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会

平成21年12月2日(水) 13時00分から16時00分まで 経済産業省別館944号会議室

議事次第

- 1. 開 会
- 2. 審 議

議事

- 1 議題
 - I 食品中のカドミウムの規格基準の一部改正について
 - Ⅱ 食品中の農薬等の残留基準設定について
 - (1)農薬関係
 - ①継続審議に係る品目
 - ・メソトリオン(国内登録+暫定基準の見直し)
 - ②新規登録等による新規設定に係る品目
 - ・ジメテナミド(国内登録+インポートトレランス(以下IT)+暫定基準の見直し)
 - ・プロスルホカルブ(国内登録)
 - ・メタラキシル及びメフェノキサム (国内登録+暫定基準 の見直し)
 - ③適用拡大等による追加設定に係る品目
 - ・トリフロキシストロビン (適用拡大+IT+暫定基準の 見直し)

- ・エスプロカルブ(適用拡大)※
- ・メタアルデヒド(適用拡大+魚介類)※
- ・テブフェノジド(魚介類+暫定基準の見直し)
- ・ピリブチカルブ(魚介類)
- ・オキサジアゾン(魚介類+暫定基準の見直し) (※食品安全委員会における食品健康影響評価が2回目以降のもの)

(2)動物用医薬品関係

- ①薬事法に基づく承認に伴う残留基準の設定
 - ・性腺刺激ホルモン放出ホルモン・ジフテリアトキソイド 結合物を有効成分とする豚の注射剤
- ②薬事法に基づく再審査に伴う残留基準の設定
 - ・鶏コクシジウム感染症 (アセルブリナ・テネラ・マキシマ) 混合生ワクチン
- ③薬事法に基づく承認事項の変更に伴う残留基準の設定
 - ・牛及び豚用インターフェロンアルファ経口投与剤

2 報告事項

- (1) 食品衛生分科会における審議対象の経過について (報告)
- (2) 高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の安全性評価に 必要な試験の信頼性確保について

薬事,食品衛生審議会食品衛生分科会資料

~目次~

議題	>
1.	食品中のカドミウムの規格基準の一部改正について ・・・・・・・・・ 1
2.	食品中の農薬等の残留基準設定について
	(1)農薬関係
	①継続審議に係る品目
	・メソトリオン(国内登録+暫定基準の見直し)・・・・・・・・11
	②新規登録等による新規設定に係る品目
	- ジメテナミド(国内登録+インポートトレランス(以下!T)+暫定基準の見直し) 1 5
	・プロスルホカルブ(国内登録) ・・・・・・・・・・・・・・ 1 9
	・メタラキシル及びメフェノキサム(国内登録+暫定基準の見直し) ・・・・・・・23
	③適用拡大等による追加設定に係る品目
	・トリフロキシストロビン (適用拡大+lT+暫定基準の見直l) ・・・・・・・・・33
	・エスプロカルブ (資用拡大) ※ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	- メタアルデヒド(適用拡大+魚介類)※ 4 3
	- テブフェノジド (魚介類+暫定基準の見直し) 4 7
	・ピリブチカルブ (魚/類) ・・・・・・・・・・・・・・・5 5
	・オキサジアゾン(魚介類+暫定基準の見直し) ・・・・・・・・・・・・ 5 9
	(※食品安全委員会における食品健康影響評価が2回目以降のもの)
	(2)動物用医薬品関係
	①薬事法に基づく承認に伴う残留基準の設定
	・性腺刺激ホルモン放出ホルモン・ジフテリアトキソイド結合物を
	有効成分とする豚の注射剤 ・・・・・・・・・・・・・・・63
	②薬事法に基づく再審査に伴う残留基準の設定
	鶏コクシジウム感染症(アセルブリナ・テネラ・マキシマ)混合生ワクチン・・65
	③薬事法に基づく承認事項の変更に伴う残留基準の設定
	・生みが眩囲インターフェロンアルファ経口投与剤 ・・・・・・・6.7

<報告事項>

(1)	食品衛生分科会における審議対象の経過について(報告)	•	•	•	•	•	•	6	9
(2)	高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の安全性評価に								
	必要な試験の信頼性確保について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・							7	3

平成21年10月19日

薬事·食品衛生審議会 食品衛生分科会長 岸 玲子 殿

> 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会 食品規格部会長 大 前 和 幸

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会報告について

平成20年7月4日付け厚生労働省発食安第0704001号をもって諮問された食品衛生法(昭和22年法律第233号)第11条第1項の規定に基づく食品中のカドミウムの規格基準の一部改正について、当部会で審議を行った結果を別添のとおり取りまとめたので、これを報告する。

食品中のカドミウムの規格基準の一部改正について

1. 経 緯

食品中のカドミウムについては、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)第1食品の部 D 各条の「穀類、豆類及び野菜」において、穀類及び豆類の成分規格として、米にカドミウム及びその化合物がCdとして1.0ppm以上含有するものであってはならないと定められている。

また、0.4 ppm 以上 1.0 ppm 未満の米は、農林水産省の指導により非食用に処理されている。

このような状況下、食品中のカドミウムについて国際規格策定の検討が開始されたことを受けて、平成15年7月、我が国における食品からのカドミウム摂取の現状に係る安全性確保について、厚生労働省から食品安全委員会に対し食品健康影響評価を依頼し(食品安全基本法(平成15年法律第48号)第24条第3項)、平成20年7月、食品安全委員会からカドミウムの耐容週間摂取量が答申された。

これを踏まえ、厚生労働省から薬事・食品衛生審議会に対し、食品中のカドミウムの規格基準の一部改正について諮問がなされ、当部会において審議した結果、米については平成18年に決定された国際規格を踏まえてカドミウムに係る成分規格の改正を行うことが適当との結論が得られた。この改正について、平成21年2月、厚生労働省から食品安全委員会に対し食品健康影響評価を依頼し(食品安全基本法第24条第1項)、平成21年8月、その評価結果が答申された。

なお、食品中のカドミウムについては、同各条の「清涼飲料水」及び「粉末清涼飲料」にも規格基準が定められているが、これらの見直しについては、別途審議を行う。

2. 食品健康影響評価

食品安全基本法第24条第3項の規定に基づき平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701021号により、及び同条第1項の規定に基づき平成21年2月9日付け厚生労働省発食安第0209014号により厚生労働大臣より食品安全委員会委員長あてに意見を求めた食品健康影響評価については、平成20年7月3日付け及び平成21年8月20日付けで食品安全委員会より結果が通知されている。

9. 結論

<耐容週間摂取量>

カドミウム 7 μg/kg 体重/週

<根拠>

カドミウムの長期低濃度曝露におけるもっとも鋭敏かつ広範に認められる有害性の指標は、腎臓での近位尿細管の再吸収機能障害である。したがって、今回のリスク評価における耐容週間摂取量は、国内外における多くの疫学調査や動物実験による知見のうち、特に一般環境における長期低濃度曝露を重視し、日本国内におけるカドミウム摂取量が近位尿細管機能に及ぼす影響を調べた 2 つの疫学調査結果を主たる根拠として設定された。すなわち、カドミウム汚染地域住民と非汚染地域住民を対象とした疫学調査結果から、14.4 μg/kg 体重/週以下のカドミウム摂取量は、ヒトの健康に悪影響を及ぼさない摂取量であり、別の疫学調査結果から、7 μg/kg 体重/週程度のカドミウム曝露を受けた住民に非汚染地域の住民と比較して過剰な近位尿細管機能障害が認められなかった。したがって、カドミウムの耐容週間摂取量は、総合的に判断して 7 μg/kg 体重/週に設定することが妥当である。

3. 我が国における食品からのカドミウム曝露状況

(1) 食品からの摂取量

平成 19 年度の「食品中の有害物質等の摂取量の調査及び評価に関する研究」(厚生労働科学研究)におけるマーケットバスケット方式による 1 日摂取量調査によると、我が国において食品からのカドミウムの 1 日摂取量は、21.1 μ g/人/日であり、体重 53.3 kg の人で 2.8 μ g/kg 体重/週となる。これは、耐容週間摂取量 7 μ g/kg 体重/週の約 4 割程度である。

このうち寄与率の最も高い食品は米であり、カドミウムの1日摂取量の約4割 (耐容週間摂取量の約2割)を占めている。そのほか、雑穀、野菜、魚介類等から摂取されており、軟体動物(イカ等)の内臓を用いた加工食品に、比較的高いカドミウム含有を示す調査結果が得られている。

(2) 曝露推計

平成15年度の「日本人のカドミウム曝露量推計に関する研究」(厚生労働科学研究)において、確率論的曝露評価手法(モンテカルロ・シミュレーション)により以下の前提で曝露推計が行われた。

① 食品の摂取量

平成7年度から12年度までの国民栄養調査データ(20歳以上の成人男女のうち、妊娠している者を除いた約5万3千名のデータを体重1kg当たり1週間の摂取量に換算して使用)

② 食品中のカドミウム濃度

- ・農林水産省による農産物等に含まれるカドミウムの実態調査結果
- ・輸入分として、米国産の小麦及び大豆の実態調査結果 (国内産と海外産の消費割合を考慮して、これらの調査結果を使用)

当該推計の結果、いずれの食品についてもカドミウムの基準値を設定しない場合の 95 パーセンタイル値は 7.33 μ g/kg 体重/週であった。また、米のカドミウムの基準値を 0.4 μ ppm に設定した場合の 95 パーセンタイル値は 7.18 μ g/kg 体重/週であり、いずれも食品安全委員会の食品健康影響評価により定められた耐容週間摂取量と同程度であり、人の健康に悪影響を及ぼさない摂取量であるとされている 14.4 μ g/kg 体重/週を十分下回っている。

なお、食品安全委員会の食品健康影響評価によると、当該曝露推計における曝露分布は計算上のものであり、分布の右側部分は、統計学的に非常に誤差が大きく、非常に確率が低い場合も考慮されている領域であり、実際には耐容週間摂取量を超える人は、ほとんどいないと考えるのが妥当であるとされている。

(3) 食品健康影響評価におけるカドミウム摂取量の評価

食品安全委員会の食品健康影響評価においては、食品からのカドミウム摂取について、次のとおりまとめられている。

10. まとめ及び今後の課題

(前略) カドミウムは、土壌中、水中、大気中の自然界に広く分布し、ほとんどの食品中に環境由来のカドミウムが多少なりとも含まれる。特に、日本では全国各地に鉱床や廃鉱山が多く存在し、米中カドミウム濃度が他国に比べて高い傾向にあり、米からのカドミウム摂取量が食品全体の約半分を占めている。しかしながら、近年、日本人の食生活の変化によって1人当たりの米消費量が1962年のピーク時に比べて半減した結果、日本人のカドミウム摂取量は減少してきている。2007年の日本人の食品からのカドミウム摂取量の実態については、21.1 μg/人/日(体重53.3 kgで2.8 μg/kg体重/週)であったことから、耐容週間摂取量の7μg/kg体重/週よりも低いレベルにある。したがって、一般的な日本人における食品からのカドミウム摂取が健康に悪影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。(以下、略)

4. 我が国における食品中のカドミウム低減対策

農産物中のカドミウム低減対策については、農林水産省及び環境省において、我

が国でカドミウムの摂取の寄与率の高い食品である米に係る対策から優先的に研究 開発、実証及び普及がなされるとともに、対策の推進が図られている。

(1) 米

米については、現在、水田土壌の汚染状況等に応じて次のような対策が開発され、全国各地で講じられている。

① 土壤浄化対策

・客土

カドミウムの作物移行を防止するために、平成 19 年度末までに計 6,104 ha の汚染された水田で非汚染土壌による盛り土、他用途への転用などの対策を行った。

• 植物浄化

土壌中のカドミウムを吸収する能力が高いことが知られている植物を栽培し、 土壌中カドミウムを吸収させる。カドミウム吸収能により選抜された水稲(品 種名:長香穀)を栽培した場合、3年間の栽培で土壌中カドミウム濃度が4割程 度低下(対策前0.76 mg/kg、対策後0.45 mg/kg¹⁾)したことが確認されている。 さらなる技術の普及に向け、平成21年度より実証事業が開始された。

② 吸収抑制対策

• 湛水管理

水稲出穂前後の時期に水田に水を張ることにより、カドミウムの水稲への吸収が抑制される。通常の水管理を行った場合に比べ玄米中カドミウム濃度が8割程度低下(通常管理0.50~mg/kg、湛水管理 $0.08~mg/kg^2$)したことが確認されている。平成20年度には約37,800~haで実施された。

(2) その他の農産物

その他の農産物についても、次のとおり対策を講じることとされている。

① 転作作物

転作作物として水田で生産される大豆、麦、野菜等のカドミウム濃度を低く 抑制するために、植物浄化等の土壌浄化対策を推進する。

② 畑作物

畑で生産される大豆、麦、野菜等について、土壌や農産物の含有実態調査を 通じて、対策が必要な地域の絞り込みを行うとともに、カドミウム低吸収性品

¹⁾ 農林水産省委託プロジェクト「農林水産生態系における有害化学物質の総合管理技術の開発」(平成 15~19 年度)における成果

²⁾ 稲原ら、日本土壌肥料学雑誌、第78巻、第2号、p149-155

種・品目への転換や土壌改良資材の施用等によるカドミウム吸収抑制対策を推進する。併せて、植物浄化技術の畑への適用や新たなカドミウム低吸収性品種の開発等、畑で生産される農産物に係るカドミウム低減対策の実用化に向けた研究開発を進める。

農林水産省では、今後、各地域で行われた対策事業の成果を収集・解析し、カドミウムの汚染低減のための指針(仮称)を作成するとともに、現在普及が進められている農業生産工程管理の管理項目に当該指針の内容を組み込むことにより、農産物におけるカドミウム低減対策を一層推進することとしている。

5. 諸外国の規制状況

国際的な食品規格であるコーデックス規格は、以下のとおりである。

〇 食品中の汚染物質規格

(CODEX STAN 193-1995, Rev.3-2007)

食品群	基準値 ³⁾ (mg/kg)	備考
精米	0. 4	
小麦	0. 2	
穀類(そばを除く)	0.1	小麦、米を除く ふすま、胚芽を除く
ばれいしょ	0. 1	皮を剥いたもの
豆類	0. 1	大豆(乾燥したもの)を除く
根菜、茎菜	0. 1	セロリアック、ばれいしょを除く
葉菜	0. 2	
その他の野菜 (鱗茎類、アブラナ科野菜 [※] 、 ウリ科果菜、その他果菜)	0.05	食用キノコ、トマトを除く
海産二枚貝	2	カキ、ホタテを除く
頭足類(イカ、タコ)	2	内臓を除去したもの

^{※「}アブラナ科野菜」のうち、葉菜で結球しないものは「葉菜」に含まれる。

〇 個別食品規格

食品	基準値	備考
ナチュラルミネラルウォーター	0.003 (mg/1)	CODEX STAN 108-1981
食塩	0.5 (mg/kg)	CODEX STAN 150-1985

³⁾ CODEX STAN 193-1995, Rev.3-2007

The Codex maximum level (ML) for a contaminant in a food or feed commodity is the maximum concentration of that substance recommended by the Codex Alimentarius Commission (CAC) to be legally permitted in that commodity.

^{1.2.4} Maximum level and related terms

また、欧州連合(EU)、オーストラリア及びニュージーランドにおいて農水産物等に基準値が定められている。

6. 審議結果

カドミウムは自然環境中に存在し、一次産品を汚染するため、農水産物の生産段階でできるだけ汚染を防止することが望まれる。

一方、食品安全委員会の食品健康影響評価によると、現在の我が国の食品摂取の 状況においては、一般的な日本人における食品からのカドミウム摂取が健康に悪影響を及ぼす可能性は低いと考えられるとされている。

また、直近のマーケットバスケット方式による1日摂取量調査においても、その 摂取量は耐容週間摂取量から見て十分低い値である。

当部会においては、食品中のカドミウムについて、これらの状況及び「食品中の汚染物質に係る規格基準設定の考え方」を踏まえて審議を行い、最も寄与率の高い「米」について、国内の含有実態に ALARA の原則 ** を適用し、国際規格に準じて基準値を 0.4 ppm に改定することとした(米が 1 日摂取量の約 4 割を占めており、他の食品に比べて寄与率は格段に高い)。「米」以外の品目については、米に比べ生産量や寄与率が低いため、検査に要する労力、時間、コストなどを考慮すると、基準を設定し遵守させることによるカドミウム曝露の低減に大きな効果は期待できない。農林水産省を通じ関係者に対して引き続きカドミウムの低減対策を講じるよう要請するとともに、一定期間経過後にその実施状況について報告を求め、必要に応じて規格基準の設定等について検討することとする。

(1) 食品中のカドミウムの規格基準の一部改正

食品衛生法第11条第1項の規定に基づき、米のカドミウムの成分規格を、カドミウム及びその化合物にあっては、玄米及び精米中にCdとして0.4 ppm を超えて含有するものであってはならないと改めることが適当である。

また、現行の成分規格において定めているカドミウムの試験法のうち、有害試薬 (クロロホルム等)を使用するジチゾン・クロロホルム法については廃止するとともに、現行の原子吸光法と同等以上の性能を有する試験法を別途通知により示すこととする。

^{4) 「}合理的に達成可能な範囲でできる限り低く設定する(As low as reasonably achievable)」との考え方。

<参考 規格基準告示新旧対照表>

1 穀類及び豆類の成分規格

			改正案	現行
			次の表の第1欄に掲げる穀類又は豆類は、同表第2欄に掲げる物をそれぞれ同表第3欄に定める量を超えて含有するものであつてはならない。	次の表の第1欄に掲げる穀類又は豆類は、同表第2欄に掲げる物をそれぞれ同表第3欄に定める量を超えて(ただし、同表第2欄に掲げるカドミウム及びその化合物にあっては同表第3欄に定める量以上)含有するものであってはならない。
第	1	欄	米(玄米及び精米をいう。)	米 (玄米をいう。)
第	2	欄	カドミウム及びその化合物	カドミウム及びその化合物
第	3	欄	Cd として 0.4 ppm	Cd として 1.0 ppm

2 穀類及び豆類の成分規格の試験法

	改正案	現 行
(1) 検体	玄米及び精米	玄米
(2) カドミウム 試験法	カドミウムの定量法は、次に示す原子吸光法による。 原子吸光法(略)	カドミウムの定量法は、1. に示す原子吸光法による。ただし、2. に示すジチゾン・クロロホルム法によることができる。 1. 原子吸光法(略) 2. ジチゾン・クロロホルム法(略)

(2) 食品中のカドミウムについての消費者への情報提供及び低減対策の推進

日本人の食品からのカドミウム摂取の実態については、耐容週間摂取量の 7 μg/kg 体重/週よりも低いレベルにあり、一般的な日本人における食品からのカドミウムの摂取が健康に悪影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。

しかしながら、摂取寄与率は低いものの、海産物やそれらを原料とした加工食品など、一部にカドミウム濃度が高い食品があることも事実であり、消費者に対してバランスの良い食生活を心がけることの重要性について情報提供を引き続き行うことが望ましい。

また、カドミウムの摂取寄与率の高い米をはじめとし、大豆、麦、野菜等の農作物については、農林水産省が実施している低減対策を引き続き推進するよう、 農林水産省を通じて関係者に要請する。

加えて、引き続きカドミウム汚染の実態把握に努めるよう、農林水産省を通じて関係者に要請することが必要である。また、それらの実施状況について 3~5 年後を目途に報告を求めることとする。

〇 審議経緯

平成15年7月1日 厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに「食品からのカドミ

ウム摂取の現状に係る安全性確保」に係る食品健康影響評価につい

て依頼

平成20年7月3日 食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あて食品健康影響評価の結

果について通知

平成20年7月4日 厚生労働大臣より薬事・食品衛生審議会に食品中のカドミウムの規

格基準の一部改正について諮問

平成20年7月8日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議

平成20年10月22日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議

平成21年1月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議

平成21年2月9日 厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに「米のカドミウムの

成分規格改正」に係る食品健康影響評価について依頼するとともに、「米の成分規格からのカドミウム試験法の削除」について食品健康

影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当するか照会

平成21年2月19日 食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あて照会事項について回答

平成21年8月20日 食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あて食品健康影響評価の結

果について通知

平成21年10月6日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議

○ 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会委員(◎は部会長)

<平成 21 年 1 月 23 日まで>

五十君靜信 国立医薬品食品衛生研究所食品衛生管理部第一室長

池上 幸江 大妻女子大学家政学部食物学科教授

石田 裕美 女子栄養大学栄養学部実践栄養学科教授

香山不二雄自治医科大学地域医療学センター環境医学部門教授

小西 良子 国立医薬品食品衛生研究所衛生微生物部長

小沼 博隆 東海大学海洋学部水産学科教授

品川 邦汎 岩手大学農学部教授

西川 秋佳 国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター病理部長

早川 和一 金沢大学医薬保健研究域薬学系教授

◎ 廣橋 説雄 国立がんセンター総長

松田りえ子 国立医薬品食品衛生研究所食品部長

宮原 誠 国立医薬品食品衛生研究所食品部第二室長

山内 明子 日本生活協同組合連合会組織推進本部本部長

<平成21年1月24日から>

浅見 真理 国立保健医療科学院水道工学部水質管理室長

五十君靜信 国立医薬品食品衛生研究所食品衛生管理部第一室長

石田 裕美 女子栄養大学栄養学部実践栄養学科教授

井上 達 国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター長

大前 和幸 慶應義塾大学医学部教授

香山不二雄 自治医科大学地域医療学センター環境医学部門教授

小西 良子 国立医薬品食品衛生研究所衛生微生物部長

小沼 博隆 東海大学海洋学部水産学科教授

阪口 雅弘 麻布大学獣医学部獣医学科教授

長野 哲雄 東京大学大学院薬学系研究科教授

松田りえ子 国立医薬品食品衛生研究所食品部長

宮原 誠 国立医薬品食品衛生研究所食品部第二室長

宮村 達男 国立感染症研究所長

山内 明子 日本生活協同組合連合会組織推進本部本部長

メソトリオン(Mesotrione)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の新規語	设定及び暫定的な残留基準の見直し
経緯	農薬取締法に基づく新規の農薬登 ポジティブリスト制度導入時に設定	
構造式		NO ₂ SO ₂ CH ₃
用途	農薬/除草剤	
作用機構		ウロチノイド生合成系に関与する酵素 ジオキシゲナーゼ)を阻害することによ 至らしめるものと考えられている。
適用作物/適用雑草名等	農薬登録申請;とうもろこし、稲/-	-年生広葉雑草、マツバイ等
我が国の登録状況	農薬登録はない。(新たに農薬登録	录申請がなされたものである。)
諸外国の状況		国においてとうもろこし、アスパラガス、 ランベリー等に、ニュージーランドにおい ている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.003 mg/ [設定根拠] 3世代 繁殖試験 無毒性量 0.3 mg/k 安全係数 100	(ラット・混餌)
基準値案	別紙 1 のとおり。 なお、現行の基準値が削除された 同様、一律基準(0.01ppm)が適用で	食品は、基準が設定されていない食品 される。
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 国民平均 幼小児(1~6歳) 妊婦 高齢者(65歳以上) TMDI:理論最大一日摂取量(The	TMDI/ADI 比 (%) 1.3 2.4 0.9 1.3 eoretical Maximum Daily Intake)
意見聴取の状況	平成 21 年 7 月 28 日に在京大使館 平成 21 年 9 月 24 日~同年 11 月 平成 21 年 10 月 14 日~同年 11 月	23 日 WTO 通報 実施 (意見の有無について連絡待ち)
答申案	別紙2のとおり。	

2

農産物名	基準値	基準値	登録	Lead (MV)			
辰 /生物/石			至繁	国際	外国		作物残留試験成績
N/C	案 ppm	現行 ppm	有無	基準 ppm	基準値		ppm
不	0.01		申				<0.002 (#), <0.002(#)
とうもろこし	0.01	0.01	申			THE CONTROL OF THE CO	<0.002, <0.002
		1			0.01	米国 Corn grain	1
	Į.					カナダ Field corn	
nterm y, many m paracon or original management in color management						NZ Maize	
その他の穀類	0.01				0.01	米国 Oat, Sorgum, Millet grain	【米国】<0.01 (n=12~16(#))
さとうきび	0.01	[0.01	米国 Sugar cane	【米国】<0.01 (n=8(#))
アスパラガス	0.01				0.01	米国 Asparagus	【米国】<0.01 (n=8)
オクラ	0.01				0.01	米国 Okura	【米国】<0.01 (n=3(#)~5)
ラズベリー	0.01				0.01	米国 Berry group	【米国】<0.01 (n=3)
ブラックベリー	0.01		· ·		0.01	米国 Berry group	【米国1<0.01 (n=1)
ブルーベリー クランベリー	0.01					米国 Berry group	【米国】<0.01 (n=6)
9 <i>72</i> -\y—	0.01	0.01			0.02 4	米国 Cranberry	【米国】<0.01(#) (n=5)
						住)2010年12月までの期限付きの基準 0.01ppm	
						(Berry and Small Fruit Crop group 13-07)	
その他のベリー類果実						カナダ 0.01 ppm	
ての他のイソー類未来 その他のオイルシード	0.01				0.01	米国 Berry group	【米国】Berry groupを参照
その他のハーブ	0.01				0.01	米国 Flax seed 米国 Rhuberh	【米国】<0.01 (n=5) 【米国】<0.01(#) (n=4)
牛の筋肉	V-U1	0.01			0.01	THE KNUDERD	
豚の筋肉		0.01			1 1		
その他の陸生哺乳類に属する動物の筋肉		0.01					
牛の脂肪		0.01					E I
豚の脂肪		0.01					
その他の陸生哺乳類に属する動物の脂肪		0.01					
牛の肝臓 その肝臓		0.01 0.01					
尿の肝臓 その他の陸生哺乳類に属する動物の肝臓					0.01	カナダ Meat and Meat byproducts of cattle, goats, hogs, horses, sheep	i I
生の腎臓		0.01 0.01	· <u>-</u>		1		
		0.01	<u> </u>				•
その他の陸生哺乳類に属する動物の腎臓		0.01					11
牛の食用部分		0.01					11
豚の食用部分		0.01					34)
その他の陸生哺乳類に属する動物の食用部分		0.01					注)カナダの規制対象は親化合物
14. 2015 15. 15. 15. 15. 15. 15. 15. 15. 15. 15.		0.01	= }		0.01	カナダMilk	
喇の筋肉 その他の家きんの筋肉		0,01 0,01			٦		
を		0.01	<u>-</u> -		-		
その他の家きんの脂肪		0.01					
後の肝臓		0.01			1		
その他の家きんの肝臓		0.01			ا0.01	カナダ Meat and Meat byproducts of poultry	11
筆の背職		0.01			1 (11
その他の家きんの腎臓		0.01] !		11
膿の食用部分 その他の家きんの食用部分		0.01					[]
との他の家さんの食用部分 後の卵		0.01			ا		-
その他の家きんの卵		0.01			0.01	カナダ Eggs	

平成17年11月29日 厚生労働省告示 第499号において設定された基準値(暫定基準)については、網をかけて示した。 (#)これらの作物残留試験の一部は、申請の範囲内で試験が行われていない。 米国 Berry groupの代表農産物は、ブラックベリー又はラズベリー及びブルーベリー。

注)EUでは、農作物について、メソトリオンと代謝物MNBAの和として、分析上の限界値(Lower Limt of Analytical Detamination 0.05~0.1 ppm)が 基準値として設定されている。 畜産物については、基準値は設定されていない。 カナダ、NZでは、基準が設定されている上記以外の農産物について、0.1 ppmをDefault MRL として設定している。

メソトリオン

食品名	残留基準値 ppm
米	0. 01
とうもろこし	0. 01
その他の穀類 (注1)	0. 01
さとうきび	0. 01
アスパラガス	0. 01
オクラ	0. 01
ラズベリー	0. 01
ブラックベリー	0. 01
ブルーベリー	0. 01
クランベリー	0. 01
その他のベリー類果実 (注2)	0. 01
その他のオイルシード (注3)	0. 01
その他のハーブ (注4)	0. 01

- (注1) 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- (注2) 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- (注3) 「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
- (注4) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にち、パセリの茎、パセリの薬、セロリの茎 及びセロリの薬以外のものをいう。

ジメテナミド(Dimethenamid)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の新規設定及	び暫定的な残留基準の見直し
経緯		請 [※] に伴う要請及びインポートトレランス制 てポジティブリスト制度導入時に設定した 国の登録状況」欄参照)
構造式	H ₃ C O CI S体	H ₃ C H N CI R体 体の含有量が 93.0%以上
用途	農薬/除草剤	
作用機構	チオフェン環を有する酸アミド系除草剤で 雑草の幼芽部及び幼根部より吸収され、 により作用するものと考えられている。	
適用作物/適用病害虫等	(既登録剤及び新規登録剤ともに)キャクインポートトレランス申請;かぶ、ホップ/	、、たいず、とうもろこし等/一年生雑草 イー年生広葉雑草等
我が国の登録状況		率が 50:50)である「ジメテナミド」について ている。今回、S 体の比率を高めた化合物 薬登録申請がなされた。
諸外国の状況		定されている。米国において大豆、かぶ、 類等に、EUにおいててんさい等に、オー 等に残留基準が設定されている。
食品安全委員会における 食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.038 mg/kg 体 [設定根拠] 94 週間 発がん性試験 無毒性量 3.8 mg/kg 体重 安全係数 100	(マウス・混餌)
基準値案	別紙1のとおり。 なお、現行の基準値が削除された食品に 一律基準(0.01ppm)が適用される。	は、基準が設定されていない食品同様、
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 国民平均 幼小児(1~6歳) 妊婦 高齢者(65歳以上) TMDI:理論最大一日摂取量(Theo	TMDI/ADI 比 (%) 0.4 1.0 0.4 0.4 retical Maximum Daily Intake)
意見聴取の状況	平成 21 年 11 月 5 日に在京大使館への現在、パブリックコメント及びWTO通報)説明を実施
答申案	別紙2のとおり。	

		1		T	参考基	准値	T
農産物名	基準値案	基準値 現行	登録 有無	国際基準		外国 基準値	作物残留試験成績
	ppm	ppm		ppm	<u> </u>	ppm	ppm
大麦 ライ麦		0.1					
とうもろこし	0.05	0.1 0.1		0.01	0.02	++ b*	(0.01 (0.01 (0.01 (0.01
そば	0.03	0.1		0.01	0.02	カナタ・	<0.01,<0.01/<0.01,<0.01
その他の穀類	0.01			0.01	0.01	アメリカ	
大豆	0.05	0.1	〇・申	0.01	0.02	カナタ・	<0.01,<0.01/<0.01,<0.01
小豆類		0.01			0.02		(3,01), (0,01), (0,01)
らつかせい	0.01	0.01		0.01	0.01	アメリカ	
ばれいしよ	0.01			0.01	0.01		
さといも類(やつがしらを含む。) かんしよ	0.01	0.01 = 0.01		0.01	0.01		
やまいも(長いもをいう。)	0.01	0.01		0.01	0.01 0.01	アメリカ アメリカ	
その他のいも類		0.01			0.01		
てんさい	0.05	0.01	申	0.01	0.01		<0.01(#), <0.01(#)
かぶ類の根	0.01		ΙΤ		0.01	アメリカ	【<0.01(#)(n=18) 米国かぶ(根部)】 【<0.01-0.093(n=18)
かぶ類の葉	0.1	Charles and Market and Control	IT		0.1	アメリカ	米国かぶ(地上部)】
西洋わさび はくさい		0.01			0.01	アメリカ	
キャベツ	0.05	0.1 0.1	〇.申		0.01	カナタ・	(0.01(#) (0.01(#)
芽キャベツ	0.00	0.1			0.01	ATT	<0.01(#), <0.01(#)
たまねぎ	0.01	0.01		0.01	0.01	アメリカ	
にんにく	0.01	0.01		0.01	0.01	アメリカ	
その他のゆり科野菜	0.01	0.01		0.01	0.01	アメリカ	
きゆうり(ガーキンを含む。)	0.01			0.01	l		
かぼちや(スカッシュを含む。) しろうり	0.01 0.01			0.01 0.01	İ		
すいか	0.01			0.01			
メロン類果実	0.01			0.01	ļ		
まくわうり	0.01			0.01	į		
その他のうり科野菜	0.01	0.01		0.01	0.01	アメリカ	
しようが		0.01			0.01	アメリカ	42 24 (1) 12 2 1 (1)
				İ	1		<0.01(#),<0.01(#) / <0.01(#),<0.01(#) /
えだまめ	0.05		申		0.01	アメリカ	<0.01(#),<0.01(#)
その他の野菜	0.01	0.01		0.01	0.01	アメリカ	
ホップ	0.05		IT		0.05	アメリカ	【<0.05(n=6) 米国ホップ(乾燥花序)】
その他のスパイス		0.01			***************************************		
その他のハーブ		0.01					
牛の筋肉 豚の筋肉	0.01 0.01			0.01 0.01	į		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01			0.01	į		
牛の脂肪	0.01			0.01			
豚の脂肪	0.01			0.01			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪 乳	0.01			0.01			
鶏の筋肉	0.01	<u> </u>		0.01			
その他の家きんの筋肉	0.01			0.01			·
鶏の脂肪	0.01			0.01			
その他の家きんの脂肪 鶏の肝臓	0.01			0.01			
その他の家きんの肝臓	0.01			0.01 0.01	ļ		
鶏の腎臓	0.01			0.01	\dashv	<u>-</u>	
その他の家きんの腎臓	0.01			0.01			
鶏の食用部分 その他の家きんの食用部分	0.01 0.01			0.01			
				0.011	;		
鶏の卵	0.01			0.01		~	

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。 (#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。 ジメテナミド

食品名 大豆 0.00 0.00 ではれいしよ 0.00 ではれいしよ 0.00 でんさい 0.00 でんさい 0.00 でんさい 0.00 でんさい 0.00 でんさい 0.00 でんさい 0.00 でんだく 0.00 でんじく 0.00 でんじく 0.00 でんじく 0.00 でんじく 0.00 でんじゃりりがーキンを含む。) 0.00 でんうり 0.00 でんうり 0.00 でんうり 0.00 でんしろうり 0.00 でんしろうり 0.00 でんしろうり 0.00 でんしのうり科野菜 0.00 でんしのうり科野菜 0.00 でんしのうり科野菜 0.00 でんしのうり科野菜 0.00 でんしのうり科野菜 0.00 でんしのうり科野菜 0.00 でんしのうり 0.00 でんしの 0.00 でんしい
とうもろこし 大豆 (だれいしよ かんしよ てんさい かぶ類の根 かぶ類の東 キャベツ たまねぎ にんにく その他のゆり科野菜 ^(生1) きゆうり(ガーキンを含む。) かぼちや(スカッシュを含む。) しろうり すいか メロン類果実 まくわうり その他のうり科野菜 ^(モ2) まくわうり その他のうり科野菜 ^(E2) のの その他のうり科野菜 ^(E2) のの その他のうり科野菜 ^(E2) のの その他の方り科野菜 ^(E2) のの その他の方り科野菜 ^(E2) のの その他の方り科野菜 ^(E2) のの その他の方り科野菜 ^(E2) のの たがプ のの 本ップ のの 味の筋肉
大豆 0.00 ばれいしよ 0.0
ばれいしよ 0.0 かんしよ 0.0 でんさい 0.0 が 類の根 0.0 かぶ類の根 0.0 かぶ類の葉 0.5 キャベツ 0.0 たまねぎ 0.0 たまねぎ 0.0 をゆうり(ガーキンを含む。) 0.0 きゆうり(ガーキンを含む。) 0.0 かぼちや(スカッシュを含む。) 0.0 しろうり 0.0 すいか りこうり 0.0 すいか クロン類果実 0.0 まくわうり 0.0 その他のうり科野菜 0.0 その他のうり科野菜 0.0 えだまめ 0.0 その他の野菜 0.0 その他の野菜 0.0 をの他の野菜 0.0 であめ 0.0 下ップ 0.0 下ップ 0.0 下の筋肉 0.0 下の筋肉 0.0 下の筋肉 0.0 下の筋肉 0.0 である
かんしよ 0.0 てんさい 0.0 かぶ類の根 0.0 かぶ類の葉 0.0 キャベツ 0.0 たまねぎ 0.0 にんにく 0.0 その他のゆり科野菜 0.0 きゆうり(ガーキンを含む。) 0.0 レろうり 0.0 すいか 0.0 メロン類果実 0.0 まくわうり 0.0 その他のうり科野菜 0.0 えだまめ 0.0 その他の野菜 0.0 本ップ 0.0 牛の筋肉 0.0 豚の筋肉 0.0 豚の筋肉 0.0 かの筋肉 0.0
でんさい 0.00 かぶ類の根 0.00 かぶ類の葉 0.00 たまねぎ 0.00 たまねぎ 0.00 たまねぎ 0.00 ためらり(ガーキンを含む。) 0.00 きゆうり(ガーキンを含む。) 0.00 かぼちや(スカッシュを含む。) 0.00 しろうり 0.00 すいか 0.00 オリン類果実 0.00 まくわうり 0.00 その他のうり科野菜(EZ) 0.00 えだまめ 0.00 その他の野菜(EZ) 0.00 ホップ 0.00 トの筋肉 0.00 のの
かぶ類の根かぶ類の葉 0.0 たまねぎ 0.0 たまねぎ 0.0 たまねぎ 0.0 たんにく 0.0 その他のゆり科野菜 0.0 きゆうり(ガーキンを含む。) 0.0 かぼちや(スカッシュを含む。) 0.0 しろうり 0.0 すいか 0.0 オロン類果実 0.0 まくわうり 0.0 その他のうり科野菜 0.0 その他のうり科野菜 0.0 えだまめ 0.0 たのもの野菜 0.0 たのもの野菜 0.0 たの筋肉 0.0 あの筋肉 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.
かぶ類の葉 キャベツ 0.00 たまねぎ 0.0 にんにく 0.0 その他のゆり科野菜(EL) 0.0 きゆうり(ガーキンを含む。) 0.0 かぼちや(スカッシュを含む。) 0.0 しろうり 0.0 すいか 0.0 メロン類果実 0.0 まくわうり その他のうり科野菜(EL) 0.0 その他のうり科野菜(EL) 0.0 その他のうり科野菜(EL) 0.0 その他の野菜(EL) 0.0 ネップ 0.00 年の筋肉 0.00 豚の筋肉 0.00
キャベツ 0.00 たまねぎ 0.0 にんにく 0.0 その他のゆり科野菜(エ) 0.0 きゆうり(ガーキンを含む。) 0.0 かぼちや(スカッシュを含む。) 0.0 しろうり 0.0 すいか 0.0 メロン類果実 0.0 まくわうり 0.0 その他のうり科野菜(EZ) 0.0 えだまめ 0.0 その他の野菜(EZ) 0.0 キップ 0.0 牛の筋肉 0.0 豚の筋肉 0.0 豚の筋肉 0.0
たまねぎ 0.0 にんにく 0.0 その他のゆり科野菜 ^{在」)} 0.0 きゆうり (ガーキンを含む。) 0.0 かぼちや (スカッシュを含む。) 0.0 しろうり 0.0 すいか 0.0 メロン類果実 0.0 まくわうり 0.0 その他のうり科野菜 ^{在立)} 0.0 えだまめ 0.0 えだまめ 0.0 ホップ 0.0 ホップ 0.0 豚の筋肉 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.
にんにく 0.0 その他のゆり科野菜 ^{注」)} 0.0 きゆうり(ガーキンを含む。) 0.0 かぼちや(スカッシュを含む。) 0.0 しろうり 0.0 すいか 0.0 メロン類果実 0.0 まくわうり 0.0 その他のうり科野菜 ^{注2)} 0.0 えだまめ 0.0 その他の野菜 ^{注3)} 0.0 キップ 0.0 味の筋肉 0.0
その他のゆり科野菜 ^(EL) 0.0 きゆうり(ガーキンを含む。) 0.0 かぼちや(スカッシュを含む。) 0.0 しろうり 0.0 すいか 0.0 メロン類果実 0.0 まくわうり 0.0 その他のうり科野菜 ^(EZ) 0.0 えだまめ 0.0 その他の野菜 ^(E3) 0.0 本ップ 0.0 牛の筋肉 0.0 豚の筋肉 0.0 豚の筋肉 0.0
きゆうり(ガーキンを含む。) 0.0 かぼちや(スカッシュを含む。) 0.0 しろうり 0.0 すいか 0.0 メロン類果実 0.0 その他のうり科野菜 ^{EE2)} 0.0 えだまめ 0.0 その他の野菜 ^{EE3)} 0.0 キップ 0.0 ホップ 0.0 豚の筋肉 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.
きゆうり(ガーキンを含む。) 0.0 かぼちや(スカッシュを含む。) 0.0 しろうり 0.0 すいか 0.0 メロン類果実 0.0 その他のうり科野菜 ^{EE2)} 0.0 えだまめ 0.0 その他の野菜 ^{EE3)} 0.0 キップ 0.0 ホップ 0.0 豚の筋肉 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.
しろうり 0.0 すいか 0.0 メロン類果実 0.0 まくわうり 0.0 その他のうり科野菜(EZ) 0.0 えだまめ 0.0 その他の野菜(EZ) 0.0 その他の野菜(EZ) 0.0 キの他の野菜(EZ) 0.0 ホップ 0.0 牛の筋肉 0.0 豚の筋肉 0.0 豚の筋肉 0.0
しろうり 0.0 すいか 0.0 メロン類果実 0.0 まくわうり 0.0 その他のうり科野菜(EZ) 0.0 えだまめ 0.0 その他の野菜(EZ) 0.0 その他の野菜(EZ) 0.0 キの他の野菜(EZ) 0.0 ホップ 0.0 牛の筋肉 0.0 豚の筋肉 0.0 豚の筋肉 0.0
メロン類果実 0.0 まくわうり 0.0 その他のうり科野菜 ^(E2) 0.0 えだまめ 0.0 その他の野菜 ^(E3) 0.0 ホップ 0.0 牛の筋肉 0.0 豚の筋肉 0.0 豚の筋肉 0.0
まくわうり
その他のうり科野菜 ^(E2) 0.0 えだまめ 0.0 その他の野菜 ^(E3) 0.0 ホップ 0.0 牛の筋肉 0.0 豚の筋肉 0.0
えだまめ 0.00 その他の野菜 ^(±3) 0.0 ホップ 0.0 牛の筋肉 0.0 豚の筋肉 0.0
えだまめ 0.00 その他の野菜 ^(±3) 0.0 ホップ 0.0 牛の筋肉 0.0 豚の筋肉 0.0
ホップ0.00牛の筋肉0.0豚の筋肉0.0
牛の筋肉0.0豚の筋肉0.0
豚の筋肉 0.0
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注4)} の筋肉 0.0
牛の脂肪 0.0
豚の脂肪 0.0
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪 0.0
乳 0.0
鶏の筋肉 0.0
その他の家きん ^{注5)} の筋肉 0.0
鶏の脂肪 0.0
その他の家きんの脂肪 0.0
鶏の肝臓 0.0
その他の家きんの肝臓 0.0
鶏の腎臓 0.0
その他の家きんの腎臓 0.0
鶏の食用部分 0.0
その他の家きんの食用部分 0.0
鶏の卵 0.0
その他の家きんの卵 0.0

※今回基準値を設定するジメテナミドとは、S体と R体の和をいう。

注1)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注2)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゆうり、かぼちや、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注3)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、 てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科 野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しようが、 未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、き のこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注4)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、 陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外 のものをいう。

注5)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

プロスルホカルブ(Prosulfocarb)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の新規設定						
経緯	農薬取締法に基づく新規の農薬登録申請に伴い要請があったもの。						
構造式	N	S					
用途	農薬/除草剤						
作用機構	チオカーバメート系の除草剤 主に脂質生合成系(超長鎖脂肪酸生合成系)を阻害することにより、生体 膜変性を誘起し、細胞分裂に影響を与えて雑草を枯死させると考えられて いる。						
適用作物/適用病害虫等	農薬登録申請; 小麦、大麦/一年生雑草						
我が国の登録状況	農薬登録はない。(新たに農薬登録申請がなされたものである。)						
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。EUにおいて、にんじん、たまねぎ、セロリ 等に、オーストラリアにおいて、大麦、小麦、畜産物に基準が設定されてい る。						
食品安全委員会における 食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.019 mg/ [設定根拠] 2年間 慢性毒性/ 無毒性量 1.9 mg/kg 安全係数 100	発がん性併合試験(ラット・混餌)					
基準値案	別紙1のとおり。						
暴露評価	TMDI/ADI比は、以下のとおり。 国民平均 幼小児(1~6歳) 妊婦 高齢者(65歳以上) TMDI:理論最大一日摂取量(The	TMDI/ADI比 (%) 0.6 1.4 0.6 0.4					
意見聴取の状況	平成 21 年 10 月 2 日に在京大使飲 今後、パブリックコメント及び WTO						
答申案	別紙2のとおり。						

農薬名

プロスルホカルブ

(別紙1)

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録有無	国際 基準 ppm	参考基準値 外国 基準値 ppm	作物残留試験成績
小麦 大麦	0.05 0.05		申申			<0.01,<0.01 <0.01,<0.01

答申 (案)

プロスルス	トカルブ	
	食品名	残留基準値
		ppm
小麦		0.05
大麦		0.05

メタラキシル及びメフェノキサム (Metalaxyl and Mefenoxam)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の新規設定及び暫定的な残留基準の見直し						
経緯	農薬取締法に基づく新規の農薬登録申請 [※] に伴い要請があり、併せて ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。 (※「我が国の登録状況」欄 参照						
構造式	メタラキシル 「メフェノキサム」はメタラキシルMの別名であるうつの鏡像異性体を 1:1 の割合で含有するう体のうち、殺菌活性を示すのは主に D 体とされ	セミ体とされる。2つの鏡像異性					
用途	農薬/殺菌剤						
作用機構	酸アミド系殺菌剤 菌糸伸長及び胞子形成を阻害することで、特に卵菌綱ツユカビ目の糸状菌に対して防除効 果を有するとされる。						
適用作物/適用病害虫等	(既登録剤及び新規登録剤ともに)ばれいしょ、トマト、きゅうり等/疫病、べと病等						
我が国の登録状況	本化合物のラセミ体(D体とL体の比率が50:50)である「メタラキシル」については、昭和59年に既に農薬登録がなされている。今回、D体について「メタラキシルM」として新たに農薬登録申請がなされた。						
諸外国の状況	穀類、大豆等に国際基準が設定されている。米国において小豆類、ばれいしょ等に、カナダにおいて小麦、大豆等に、オーストラリアにおいて仁果果実類、パイナップル等に、ニュージーランドにおいてベリー類等に、EUにおいてたまねぎ、かんきつ類等に基準値が設定されている。						
食品安全委員会における 食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.022 mg/kg 体 [設定根拠] 2 年間 慢性毒性/発がん 無毒性量 2.2 mg/kg 体重 安全係数 100	性併合試験(ラット・混餌)					
基準値案	別紙1のとおり。 なお、現行の基準値が削除された食品は 律基準(0.01ppm)が適用される。	、基準が設定されていない食品同様、一					
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 国民平均 幼小児(1~6歳) 妊婦 高齢者(65歳以上) TMDI: 理論最大一日摂取量(Theoretic	TMDI/ADI 比 (%) 31.6 64.4 27.0 29.0 cal Maximum Daily Intake)					
意見聴取の状況	平成 21 年 10 月 2 日に在京大使館への説明を実施 現在、パブリックコメント及びWTO通報手続中						
	別紙2のとおり。						

農薬名: メタラキシル及びメタラキシルM

食品名	基準値	基準値	登録			参考基準値	
	案 ppm	現行	有無	国際基準		外国基準値 ※)	残留試験成績
		ppm	<u> </u>	ppm		ppm	ppm
米(玄米をいう。)	0.1	0.1	〇・申	0.05		Codex Cereal grains	(0. 01, 0. 02
				0.00	0. 1	米国 Grain cereal	
小麦	0. 05	0.05		0.05	0. 2	Codex Cereal grains カナダ Wheat	
大麦	0. 05	0.05		0.05	0. 2	Codex Cereal grains 米国 Grain cereal	
ライ麦	0. 05	0.05		0.05		Codex Cereal grains	
とうもろこし	0.05	0, 05		0.05	0. 1	米国 Grain cereal Codex Cereal grains	
	0.05	0.05		0.05	0. 1	米国 Grain cereal Codex Cereal grains	
そば	0. 05	0.05		0.05	0. 1	米国 Grain cereal	
その他の穀類	0.05	0.05		0.05	0. 1	Codex Cereal grains 米国 Grain cereal	
大豆	0, 05	0, 05	0	0.05	V. 1	Codex Soya bean (dry)	
1/\ <u>1</u>	0.00	, ,,,,,		0,00			<0. 005, <0. 005
 小豆類	0, 2	0.1	0		1	カナダ Soybeans	0.014, 0.025 (あずき)
					0.2*	米国 Vegetable legume	【米国】 <0.05~0.06(#) (n=5) (インゲン)
えんどう そら豆	0. 2	0.1 0.1			0. 2* 0. 2	米国 Vegetable legume 米国 Vegetable legume	【米国】 <0.05~0.11(#) (n=7)
らつかせい	0. 1	0.1		0.1	0.2	Codex Peanut	
その他の豆類	0.2	0.1			0. 2 0. 2*	米国 Peanut 米国 Vegetable legume	【米国】 <0.05 (n=4) (リマ豆)
ばれいしよ	0.3	0.3	○・申				<0.05(#), 0.06(#), 0.11(#), 0.16(#)
				0.05	0.54	Codex Potato 米国 Potato	【米国】 <0.05(#) (n=16)
さといも類(やつがしらを含む)		0.5			0.5*	木国 Potato	[米国] (0.05(#) (h=16)
かんしよ		0.5			0. 5	米国 Vegetable root and tuber	
やまいも(長いもをいう。)		0.5		1	0. 5	米国 Vegetable root and tuber	
こんにやくいも その他のいも類	0. 3	0.5 0.5	0		0. 5	米国 Vegetable root and tuber	0. 01, 0. 06
てんさい	0.05	0.05		0.05		Codex Sugar beet	
さとうきび	0, 05	0.1	0		1	カナダ Sugar beets	<0.01, <0.01
		1975 Rg # Ec.	_				
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.2	2	0	'	0.5*	米国 Vegetable root and tuber	0.03, 0.05 【米国】*0.23~0.57(#) (n=3)
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	0. 2	2	0		15. 0	米国 Leaves of root and tuber	0.04, 0.05 【米国】*1.4~13.3(#) (n=3)
かぶ類の根	0.3	2	, 0		0. 5	米国 Vegetable root and tuber	<0. 1, <0. 1
かぶ類の葉	0.3	2	0				<0.1, <0.1
西洋わさび	0. 2	2	0		15. 0	米国 Leaves of root and tuber	く0.02, 0.03 (わさびだいこん)
	1		-	1	0.5	米国 Vegetable root and tuber	

24

食品名	基準値	基準値	登録			参考基準値	
	案 ppm	現行	有無	国際基準		外国基準値 ※)	残留試験成績
		ppm		ppm		ppm	ppm
クレソン		2			5	米国 vegetable leafy	0.000 0.000
はくさい	0.3	2	〇・申		0. 3	豪州 Leafy vegetables	0. 020, 0. 088
キャベツ	0.5	0.5		0.5	0. 3	Codex Cabbages head	
7 7 7	0.0	J					0. 02, 0. 06
					2	カナダ Cabbages Codex Brussels sprouts	
芽キャベツ	0. 2	0. 2		0.2	2	米国 Brussels sprouts	
ケール		2			0.3	豪州 Leafy vegetables	
こまつな	1	2	0				0. 20, 0. 44
			_		0.1	米国 Vegetable brassica leafy	1.02, 0.40 (みずな)
きような	3	2	0		0. 1	米国 Vegetable brassica leafy	11.02, 0.40 (449 12)
チンゲンサイ	2	2	0		0, 1	大国 vegetable blassica lealy	0. 52, 0. 16
7 2 7 2 9 4	- "				0. 1	米国 Vegetable brassica leafy	
カリフラワー	0.5	0.5		0.5	_	Codex Cauliflower	
	0.5	2		0.5	2	カナダ Cauliflower Codex Broccoli	
ブロッコリー	0.5	Z		0.5		Codex Broccorr	<0.1, <0.01
	ļ				2	米国 Broccoli	
その他のあぶらな科野菜	0.7	2			-	米国 Mustard green	0. 26, 0. 25 (ひろしまな)
					5	米国 Vegetable root and tuber	
ごぼう		2			0. 5 0. 5	米国 Vegetable root and tuber	
サルシフィー		2			0.5	米国 Vegetable root and tuber	
アーティチョーク		2 2			1	EU Scarole	
チコリ エンダイブ		2 2			5	米国 Vegetable leafy	
しゆんぎく		2			5	カナダ Garland chrysanthemum	
レタス	2	2		2		Codex Lettuce head	
					5	米国 Lettuce head	
その他のきく科野菜		2			5	米国 Vegetable leafy	
たまねぎ	2	2	〇・申	2		Codex Onion bulb	
						N(♥ 0-4 L1-1-	<0.01(#), <0.01(#)
					3 0. 5	米国 Onion blub EU Onions	[EU] <0.02 (n=4)
ねぎ (リーキを含む)	0. 2	2	○・申		0.0	Lib officials	0.02(#), 0.03(#)
AAC () NEBU/					10	米国 Onion green	
	0.5				0. 2 0. 5	EU Spring onions (Welsh onions) EU Garlic	【EU】 たまねぎ を参照
にんにく	0. 5	2 2			0. 5	Jairic Gairic	for lower call
にち	0.05	0.05		0.05		Codex Asparagus	
アスパラガス	0.05	0.00		0.00	7	米国 Asparagus	
わけぎ	0. 2	2			10	米国 Onion green	10 47 4 40 D7 (DV)
			1		0. 2	EU Spring onions (Welsh onions)	ねぎを参照 (EU) <0.1, <0.1 (ちっきょう)
その他のゆり科野菜	0.3	2	0				100.2, 00.2 (0.2 0.2 0.7)

食品名	基準値	基準値	登録			参考基準値	
	案 ppm	現行	有無	国際基準		外国基準値 ※)	
		ppm		ppm		ppm	mqq
にんじん	0.05	0.05					<0.01, <0.01
				0.05	0.5	Codex Carrot 米国 Vegetable root and tuber	
パースニップ		2		1	0. 5 0. 5	米国 Vegetable root and tuber 米国 Vegetable root and tuber	
パセリ	2	2	0			The regulate total data table	0. 40, 0. 56
					5	米国 Vegetable leafy	
セロリ		2			5	米国 Vegetable leafy	
みつば その他のせり科野菜	2	2 2	0				0. 74, <0. 05
ての他のセリ科野来	1				5	米国 Vegetable leafy	0.15, 0.34 (せり)
トマト	2	2	〇・申		-		0.20, 0.66 (ミニトマト)
' ` '				0.5		Codex Tomato	0.20, 0.00 (221 (1)
ر دست م				i l	. 1	米国 Vegetables fruiting	【米国】<0.05~2.5(#) (n=6)
ピーマン	2	2	〇・申	1 1		Codex Peppers	0.38(#), 0.05(#), 0.31(#), 0.60(#)
				'	1	米国 Vegetable fruiting	
なす	1	2.	〇・申]			0. 20, 0. 50
スの他のお上が歴本					1	米国 Vegetable fruiting	
その他のなす科野菜	1	2		1		Codex Peppers	0. 08, 0. 05
					1	米国 Vegetable fruiting	0.00, 0.00
きゆうり(ガーキンを含む)	1	2	〇・申				0.20(#), 0.50(#), 0.16(#), 0.39(#)
				0.5		Codex Cucumber, Gherkin	
かぼちや(スカッシュを含む)	0. 2	2	0		1	米国 Vegetable cucurbit	0. 05, 0. 03
	0.2	•		0.2		Codex Squash summer, Winter squash	0. 00, 0. 00
しろうり					1	米国 Vegetable cucurbit	
すいか すいか	0.2	2 0. 2		0.2		Codex Watermelon	
9 4 1/1-	0.2	V. Z		0.2		Codex watermelon	<0.01, 0.02
					1	米国 Vegetable cucurbit	
メロン類果実	0.7	1	〇・申				0. 23 (#) , 0. 01 (#)
				0. 2	1	Codex Melons except watermelon 米国 Vegetable cucurbit	
まくわうり		0.2			•	NE TOGOTABLE CACALDIT	
その他のうり科野菜		2			· I	米国 Vegetable cucurbit	
ほうれんそう	2	2	0	2		Codex Spinach	
			Ū				<0.1, 0.32
たけのこ		2			10	米国 Spinach	
オクラ	1 1	2	0				0. 10, 0. 34
しようが	i	2	0				0. 30, 0. 31
			~		0. 5	米国 Vegetable root and tuber	,
未成熟えんどう	0. 2	0.05		0.05	0 0±	Codex Peas shelled (succulent seeds)	()/(FT) (0.05 0.501/H) (0)
未成熟いんげん	0.2	2	İ		0. 2* 0. 2*	米国 Vegetable legume 米国 Vegetable legume	【米国】<0.05~0.531(#) (n=8) 【米国】 *0.52~0.86(#) (n=4)
えだまめ	0.2	2			0. 2*	米国 Vegetable legume	【米国】 <0.05~0.11(#) (n=6)
			ļ				<0.005(#), <0.005(#)

食品名	基準値	基準値	登録	T		参考基準値	
	案 ppm	現行	有無	国際基準		外国基準値 ※)	残留試験成績
		ppm		ppm		ppm	ppm
マッシュルーム		2					
しいたけ		2		1			
その他のきのこ類		2					
その他の野菜	3	2	0		3*	米国 Genseng	【米国】 0.18~2.5 (n=13) (ジンセン) 0.26, 0.26 (うど)
					5	米国 Vegetable leafy	0.26, 0.26 (92)
みかん	0. 2	1	0	 		NE Togetuble loury	0.04(#), 0.02(#)
4112W	0.2	•	0				(暫定基準値の1ppmは、以前設定されていた登録
							保留基準を参照したもの(類型3-1)) (カナダのCitrus fruitsは残留データはなく、
なつみかんの果実全体		1		1			他の国からの輸入品に使用されうることに配慮し
							たものとされる。)
レモン	0.7	2			,	米国 Fruit citrus	【米国】0.44~0.94 (1982-1983年のデータ)
					1 0. 5	EU Lemons -	[EU] 0.08~0.41 (n=4)
オレンジ (ネーブルオレンジを含む)	0. 7	1		}		,	TV
					1	米国 Fruit citrus	【米国】0.12~0.28 / 0.09~0.79 / 0.27~0.79 (1982-1983年のデータ)
					0. 5	EU Oranges	[EU] 0.02~0.11 (n=4)
グレープフルーツ	0.7	2					Falsama Van de Maria
				1 1	1 0. 5	米国 Fruit citrus EU Grapefruit	【米国】レモン、オレンジを参照 【EU】レモン、オレンジ、マンダリンを参照
ライム	0.7	1		1	V. 5	EU Grapeiruit	[EO] D CO(N DOO(100) D COM
	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \				1	米国 Fruit citrus	【米国】レモン、オレンジを参照
w - th - h h we still the	0.7				0. 5	EU Limes	【EU】レモン、オレンジ、マンダリンを参照
その他のかんきつ類果実	0.7	1.1			1	米国 Fruit citrus	【米国】レモン、オレンジを参照
	1				0. 5	EU Mandarins, Citrus fruit others	【EU】マンダリン 0.08∼0.17 (n=4)
りんご	0. 2	1			,		[[] () () () ()
					1 0. 2	EU Apples 豪州 Pome fruits	【EU】 <0.02(#) (n=4) (#)EU基準値との開きを考慮
					0. 2	家州 rome iruits	(暫定基準値は、以前設定されていた登録保留基
	ŀ						準を参照したもの (類型3-1))
日本なし	0. 2	1			1	EU Pears	【EU】りんごを参照
				1	1 0, 2	要州 Pome fruits	[LU] 970CESTR
西洋なし	0. 2	1			*, •		
					1	EU Pears 豪州 Pome fruits	【EU】りんごを参照
マルメロ	0.2	1			0. 2	家州 rome fruits	į į
*/V/ H	0.2				1	EU Quinces	【EU】りんごを参照
l					0. 2	豪州 Pome fruits	
びわ	0. 2	1			1	EU Loquat	【EU】りんごを参照
					0. 2	寮州 Pome fruits	7.7.7.7.7
<u> </u>					~		1

食品名	基準値	基準値	登録			参考基準値	
	案 ppm	現行	有無	国際基準		外国基準値 ※)	
		ppm		ppm		ppm	ppm
<i>t t</i>	0. 2	1			1* 0. 2	米国 Fruit stone 豪州 Stone fruits	[米国] * <0.05~*0.90(#) (n=4)
ネクタリン	0. 2	1			1*	米国 Fruit stone	(#) GAPの4〜8倍の処理を考慮 【米国】もも、アンズ、すもも、おうとうを参照
					0. 2	豪州 Stone fruits	
あんず(アプリコットを含む)	0. 2	1			1* 0. 2	米国 Fruit stone 豪州 Stone fruits	【米国】* 0.49~0.82(#) (n=2) (#) GAPの4~8倍の処理を考慮
すもも(プルーンを含む)	0. 2	1			1*	米国 Fruit stone	【米国】* 0.17~0.47(#) (n=2)
うめ		 1			0. 2	豪州 Stone fruits	(#) GAPの4~8倍の処理を考慮
プル おうとう (チェリーを含む)	0.2	1			1*	米国 Fruit stone	【米国】 <0.05~*0.35(#) (n=7)
					0. 2	豪州 Stone fruits	(#) GAPの4~8倍の処理を考慮
いちご	7	1	0		10*	米国 Strawberry	【米国】 0.93~4.5(#) (n=8)
ラズベリー	0. 2	0.2				Coden (Possbouries as I 1) at	0. 026, 0. 146
	0. 4	0.2		0.2	2	Codex Raspberries red black NZ Berries and other small fruits	
ブラックベリー	0.2	1		0.2		Codex Raspberries red black	·
ブルーベリー	2	1			2 2*	NZ Berries and other small fruits 米国 Blueberry	【米国】<0.05~1.63(#) (n=13)
クランベリー	. "	1			4	米国 Cranberry	[[[[] [] [] [] [] [] [] [] [
ハックルベリー		1			2	NZ Berries and other small fruits	·
その他のベリー類	0.2	1		0.2		Codex Raspberries red black	
					2	米国 Lingonberry -M	
ぶどう	—					NZ Berries and other small fruits	
<i>あとう</i>	1	1	0	1		Codex Grapes	0.15(#), 0.14(#)
					2	米国 Grape	0.10(#/) 0.11(#/
かき		1					
バナナ		1					
キウィー パパイヤ		1			0. 1	米国 Kiwifruit -M	
7774 T		1			0.1	米国 Papaya (emergency exemptions) 米国 Papaya — M	
アボカド	0. 2	0. 2		0.2	. 0. 1	Codex Avocado	
				"-	4	米国 Avocado	
パイナップル グアバ		$\frac{1}{2}$			0. 1	米国 Pineapple	
クナハ マンゴー・		$\frac{1}{1}$			0. 4	米国 Mango —M	
パッションフルーツ	0.2	1	0		0. 4	小国 mango m	<0.05, <0.05
なつめやし	"-	Î.	, 0				10. 00, 10. 00
その他の果実	 	1			0. 2	米国 Starfruit -M	
					0. 4	Sapodilla -M	
ひまわりの種子	0.05	0.05		0.05		Codex Sunflower seed	
ごまの種子		1			0. 1	米国 Sunflower seed	
こまの種子 べにばなの種子		1					
綿実	0.05	0.05		0.05		Codex Cotton seed	
				"""	0. 1	米国 Cotton undelinted seed	
なたね その他のオイルシード		1			0. 1	カナダ Rapeseed (canola)	
てい眠のオイルシート	J l	1		l. 1			

食品名	基準値	基準値	登録			参考基準値	
	案 ppm	現行	有無	国際基準		外国基準値 ※)	残留試験成績
		ppm		ppm		ppm	ppm
ぎんなん		1					
くり		1					
ペカン	1	1			0.5	WELL	【米国】 <0.05~0.88(#) (n=6)
アーモンド	0.4	1			0.5*	米国 Walnut	【米国】 <0.05~0.13(#) (n=6)
くるみ	0.4	1			0. 5* 1	末国 Wainut 豪州 Macademia nuts	[
その他のナッツ類		1			_		
茶		0. 1			0. 1	EU Tea	
コーヒー豆							
カカオ豆	0. 2	0.2	_	0. 2		Codex Cacao beans	
ホップ	10	10	0	10		Codex Hops dry	1. 0, 0. 6
					20	米国 Hop dried cones	1.0, 0.0
その他のスパイス(種子を除く)	5	2					1.26(#), 1.66(#) (みかん果皮)
ての他のスパイス(種子を除く)					0. 5	米国 Vegetable root and tuber	
					0. 1	カナダ Mustard seeds	0.64(#), 0.35 (みょうが)
その他のハーブ	2	2	○・申				(0.04(#), 0.35 (みより//*)
					8	米国 Herbs fresh -M	
牛の筋肉	0.02	0. 2			0.05**	カナダ Meat of cattle	
豚の筋肉	0.02	0. 2			0. 05**	カナダ Meat of hogs	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0. 02	0. 2			0.05**	カナダ Meat of goats, horses, sheep	 カナダの基準値は 米国で実施された試験成績を
牛の脂肪	0.02	0.4			0.4 0.05**	米国 Cattle fat カナダ Fat of cattle	カナタの基準値は 米国で美地された色製成績を 基に評価がされたものとされる。
豚の脂肪	0, 02	0.5			0.05**	米国 Hog fat	<u> </u>
からくの日かり	0.02				0.05**	カナダ Fat of hogs	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02	0.4			0.4	米国 Goat, Horse, Sheep fat	
11 H-2 H-40		0.3			0.05** 0.4	カナダ Fat of goats, horses, sheep 米国 Cattle liver	
牛の肝臓	0.1	0.3			0.3**	カナダ Liver of cattle	
豚の肝臓	0.1	0.3			0.4	米国 Hog liver	
		lana esta			0. 3**	カナダ Liver of hogs	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1	0.3			0.4 0.3**	米国 Goat, Horse, Sheep liver カナダ Liver of goats, horses, sheep	
 牛の腎臓	0.3	0.3	1		0.85**	カナダ Kidney of cattle	
下の骨臓	0.3	0.3	İ		0.4	米国 Hog kidney	
				İ		カナダ Kidney of hogs	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.3	0.3			0. 4 0. 85**	米国 Goat, Horse, Sheep kidney カナダ Kidney of goats, horses, sheep	
牛の食用部分	0.02	0, 2			0.05**	カナダ Meat byproducts of cattle	
午の長用部分 豚の食用部分	0.02	0.2			0.05**	カナダ Meat byproducts of hogs	
Rの長角部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02	0. 2			0.05*	カナダ Meat byproducts of goats, horses, she	ер
乳の一般の一般を開発し、一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般を開発します。	0.02	0.03	1		0. 02	米国 Milk	
T ^u		1.00				カナダ Milk	

ppm .01 .01 .01	現行 ppm 0.2 0.2 0.5	有無	国際基準 ppm	外国基準値 ※) ppm 0.05** カナダ Meat of poultry	残留試験成績 ppm
. 01 . 01	0.2 -0.2	-	ppm	0.05** カナダ Meat of poultry	ppm
. 01 . 01	√0.2				
. 01	11 145 E. 145 WYSKY				I .
	0.5		1	0.05** カナダ Meat of poultry	
. 01	C. V. 6875-38290-60375			0.4 米国 Poultry fat	
. 01				0.05** カナダ Fat of poultry	
	0.5		ł	0.4 米国 Poultry fat	
. 06	0.3			0.05** カナダ Fat of poultry 0.4 米国 Poultry liver	
. 00	U. a			0.3** カナダ Liver of poultry	
. 06	0.3			0.4 米国 Poultry liver	
				0.3** カナダ Liver of poultry	
. 2	0.3			0.4 米国 Poultry kidney	
. 2	0.3			0.4 米国 Poultry kidney	
01	02			U.7キャールフタ Aldney OI poultry 0.05** カナダ Meet hyproducts of poultry	
	Fig 480 at 525 freed to				
	4 CO 11 CANADA SA CA SA CA				
	1200 4-100 5 2000				
ΔŢ					
	. 2 . 2 . 01 . 01 . 01 . 01 . 5	. 2 0. 3 01 0. 2 01 0. 2 01 0. 05 01 0. 05	. 2	. 2 0. 3 01 0. 2 01 0. 2 01 0. 05 01 0. 05	.2 0.3 0.4 米国 Poultry kidney カナダ Kidney of poultry

平成17年11月29日 厚生労働省公示第499号において設定された基準値については、網を付けて示した。

(#) これらの作物残留試験は、適用範囲内で行われていない。

外国基準値欄は、定量限界以外の基準値を記載している。「~-M」と記載した食品は、メタラキシルMの基準値であることを示す。

○ 作物残留試験の分析対象

JMPR及びEUでは D-鏡像異性体のメタラキシルMを対象とし、米国及びカナダでは メタラキシル及びメタラキシルM並びにその代謝物をまとめて加水分解し、 2,6-ジメチルアニリンを生成させ、その総量をメタラキシル又はメタラキシルMの残留値としている。豪州では ラセミ体のメタラキシルを分析対象としている。

- *印は、基準値を設定する際に、米国又はカナダの基準を参照した箇所で、代謝物が含まれている。
- * 農産物では、植物体内運命試験成績から、親化合物と2,6-DMAに変換されると推測される代謝物の合計に対する親化合物の推定最大割合の1/1.5≒0.7を換算係数として乗じ、 一律基準を超える農産物について、下2桁目を切り上げて基準値を設定した。
- ** 畜産物では、親化合物と2,6-DMAに変換されると推測される代謝物の合計に対する 親化合物と代謝物Dの推定最大割合と推定される0.2~0.3の係数(家畜0.3、家きん0.2)を カナダの基準値に乗じ、一律基準を超える畜産物について、端数を切り上げて基準値を設定した。

メタラキシル及びメフェノキサム

メタフキシル及びメフェノキサム 食品名	残留基準値 (ppm)
米(玄米をいう。)	
小麦	0. 1
大麦	0.05
ライ麦	0.05
とうもろこし	0.05
そば	0.05
その他の穀類(注1)	0, 05
大豆 小豆類	0.05
えんどう	0. 2
らつかせい	0. 1
その他の豆類 (注2)	0. 2
ばれいしよ	0. 3
こんにやくいも	0.3
てんさい	0.05
<u>さとうきび</u> だいこん類 (ラディッシュを含む) の根	0.05
だいこん類(ファイッシュを含む)の様だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	0. 2
かぶ類の根	0. 2
かぶ類の葉	0. 3
西洋わさび	0. 2
はくさい	0. 3
キャベツ	0. 5
芽キャベツ	0. 2
こまつな きような	1
チンゲンサイ	3 2
カリフラワー	0. 5
ブロッコリー	0. 5
その他のあぶらな科野菜 (注3)	0. 7
レタス(サラダ菜及びちしやを含む)	2
たまねぎ	2
ねぎ(リーキを含む)	0. 2
にんにく アスパラガス	0. 5 0. 05
わけぎ	0.03
その他のゆり科野菜 (注4)	0. 3
にんじん	0.05
パセリ	2
みつば	2
その他のせり科野菜 (注5)	1
ピーマン	2 2
なす	1
その他のなす科野菜 (注6)	î
きゆうり (ガーキンを含む)	1
かぼちや(スカッシュを含む)	0. 2
すいか	0. 2
メロン類果実	0.7
ほうれんそう オクラ	2 1
しようが	
未成熟えんどう	0. 2
未成熟いんげん	0. 2
えだまめ	0. 2
その他の野菜 (注7)	3
みかん	0. 2
レモン	0.7
オレンジ (ネーブルオレンジを含む) グレープフルーツ	0.7
グレープフルーツ ライム	0.7
マイム その他のかんきつ類果実 (注8)	0. 7 0. 7
りんご	0. 7
日本なし	0. 2
西洋なし	0, 2
マルメロ	0. 2
びわ	0. 2

- ※)今回基準を設定するメタラキシル及びメフェノキサムとは、農産物においては メタラキシル及びメフェノキサムをいい、畜産物においては メタラキシル及びメフェノキサム並びに2-[(2,6-ジメチルフェニル)-(2-ヒドロキシアセチル)アミノ]プロピオン酸をメタラキシル及びメフェノキサムの含量に換算したものの和をいうこと。
- (注1) 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、 大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- (注2) 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい及びスパイス以外のものをいう。
- (注3) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の様、かぶ類の根、かぶ類の様、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、 芽キャベツ、ケール、こまつな、 きような、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- (注4) 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- (注5) 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- (注6) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- (注7) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しようが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- (注8) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果 実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、な つみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルー ツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

· メタラキシル及びメフェノキサム (つづき)

メタフキンル及びメフェノキザム(つつき)	
食品名	残留基準値
埃叩 海	(ppm)
86	0, 2
ネクタリン	0. 2
あんず(アプリコットを含む)	0. 2
すもも (プルーンを含む)	0. 2
おうとう (チェリーを含む)	0. 2
14.00	7
ラズベリー	0. 2
ブラックベリー	0. 2
プルーベリー	2
その他のベリー類果実 (注9)	0. 2
ぶどう	1
アボカド	0. 2
パッションフルーツ	0. 2
ひまわりの種子	0. 05
綿実	0. 05
アーモンド	0. 4
くるみ	0. 4
カカオ豆	0. 2
ホップ	10
その他のスパイス (注10) (種子を除く。)	5
その他のハーブ (注11)	2
牛の筋肉 豚の筋肉	0. 02
その他の陸棲哺乳類に属する動物(注12)の筋肉	0. 02
牛の脂肪	0. 02
下の脂肪	0. 02 0. 02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0. 02
牛の肝臓	0.02
豚の肝臓	0. 1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0. 1
牛の腎臓	0. 3
豚の腎臓	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0. 3
牛の食用部分(注13)	0. 02
豚の食用部分	0. 02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0. 02
鶏の筋肉	0. 01
その他の家きん(注14)の筋肉	0. 01
鶏の脂肪	0. 01
その他の家きんの脂肪	0. 01
鶏の肝臓	0. 06
その他の家きんの肝臓	0.06
鶏の腎臓	0. 2
その他の家きんの腎臓	0. 2
第の食用部分 その他の客まして食用部分	0. 01
その他の家きんの食用部分 鶏の卵	0. 01
薄い卵 その他の家きんの卵	0. 01
<u> 乾燥させたその他のスパイス(種子に限る。)</u>	0. 01
FLAKC ヒル(VILVAハイ A (催丁に収る。)	5

(注9) 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実の うち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベ リー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをい う。

(注10) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西 洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パブリ カ、しようが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果 皮及びごまの種子以外のものをいう。

(注11) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

(注12) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲 哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

(注13) 「食用部分」とは、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓を 除いた部分をいう。

(注14) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外 のものをいう。

トリフロキシストロビン(Trifloxystrobin)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の追加設定及び暫定的な残留基準の見直し				
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請及びインポートトレランス制度に基づく基準設定の要請があり、併せてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値 の見直しを行うもの。				
構造式		F F F			
用途	農薬/殺菌剤				
作用機構	ストロビルリン系殺菌剤 病原菌の胞子発芽阻止、胞子発芽以降の 止、子座の形成阻止効果が確認されてい				
適用作物/適用病害虫等	適用拡大申請;なし/輪紋病 インポートトレランス申請;ライ麦、コーヒー豆等				
我が国の登録状況	てんさい、きゅうり、りんご等に農薬登録がなされている。				
諸外国の状況	キャベツ、核果果実等に国際基準が設定等に、カナダにおいてアーモンド等に、ELおいてバナナ等に、ニュージーランドにおている。	」においてライ麦等に、オーストラリアに			
食品安全委員会における 食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.05 mg/kg 体重/ [設定根拠] 1 年間 慢性毒性試験(イネ無毒性量 5 mg/kg 体重/d 安全係数 100	 マ·カプセル経口投与)			
基準値案	別紙1のとおり。 なお、現行の基準値が削除された食品は 一律基準(0.01ppm)が適用される。	、基準が設定されていない食品同様、			
暴露評価	TMDI/ADI比は、以下のとおり。 TMDI/ADI比 (%) 国民平均 25.4 幼小児(1~6歳) 55.9 妊婦 19.5 高齢者(65歳以上) 25.3				
意見聴取の状況	TMDI:理論最大一日摂取量(Theoretic 平成 21 年 10 月 2 日に在京大使館への記 今後、パブリックコメント及び WTO 通報手	 説明を実施。			
	,以い・・・ ///コノント 及び HIU 超報丁	178 C J /C0			

	参考基準値						
農産物名	基準値案	基準値現行	登録 有無	国際基準	-	外国 基準値	作物残留試験成績
及住物石	ppm	ppm	1 1 1 1 1 1	ppm ppm	2	ppm 安华他	ppm
米(玄米をいう。)	1.6※	4		5※	3.5※	アメリカ	
小麦 大麦	0.2 0.5	0.2 0.5		0.2 0.5	0.05 0.05	アメリカ アメリカ	
ライ麦	0.05		IT		0.05	EU	【<0.01-0.05(n=4) (EUライ麦)】
とうもろこし	0.05	0.05		0.02	0.05	アメリカ	【<0.020(#)(n=27) (米国とうもろこし)】
その他の穀類	0.05				0.05	アメリカ	【<0.02(n=12)(米国えん 麦)】
大豆	0.08	0.04			0.08	アメリカ	【<0.01-0.06(n=20) (米国大豆)】
らつかせい	0.05	0.05		0.02	0.05	アメリカ	【<0.02(#)(n=17) (米国らっかせい)】
ばれいしよ	0.04	0.04	-	0.02	0.04	アメリカ	【<0.02(#)-0.066(#) (n=15)(米国ばれいしょ)】
てんさい	0.05	0.05	0	0.05	0.1	アメリカ	<pre><0.02(#) / <0.02 / 0.010, <0.005, <0.005 / <0.005, <0.005</pre>
だいこん類(ラディッシュを含む)の根 かぶ類の根 西洋わさび	0.1 0.1	0.1 0.1 0.1			0.1 0.1 0.1	アメリカ アメリカ アメリカ	【<0.02-0.12(n=12) (米国ラディッシュ)】 【米国ラディッシュ参照】
はくさいキャベツ	0.5		IT	0.5	0.1	韓国	【米国ラディッシュ参照】 【0.17(#)/0.23(#) (韓国はくさい)】
芽キャベツ カリフラワー ブロッコリー	0.5 0.1 0.5 0.5			0.5 0.1 0.5 0.5			
ごぼう サルシフィー その他のきく科野菜	0.1 0.1 3.5	0.1 0.1 4			0.1 0.1 3.5	アメリカ アメリカ アメリカ	【米国ラディッシュ参照】 【米国ラディッシュ参照】 【米国セリ参照】
ねぎ	0.7			0.7			
にんにく	0.05		· IT		0.05	プラジル	【く0.05(#)(n=3) (プラジルにんにく)】
アスパラガス	0.07				0.07	アメリカ	【<0.05(n=7) (米国アスヘラカ*ス)】
にんじん パースニップ	0.1 0.1	0.1 0.1		0.1	0.1 0.1	アメリカ アメリカ	【<0.02-0.06(n=10) (米国にんじん)】
セロリ その他のせり科野菜	3.5 3.5	4 4		1	3.5 3.5	アメリカ アメリカ	【0.20(#)-1.6(n=9) (米国セロリ)】 【米国セロリ参照】
トマト	0.7	1		0.7	0.5	アメリカ	【<0.02-0.49(n=15) (米国トマト)】
ピーマン	0.5	0.5		0.3	0.5	アメリカ	【0.03-0.14(n=6) (米国t・マン)】
なす	0.5	1			0.5	アメリカ	【米国トマト,ピーマン, とうがらし参照】
その他のなす科野菜	2.0	1	IT		2.0	韓国	【1.29(韓国とうがらし)】 【0.05-0.27(n=6) (米国とうがらし)】
きゆうり かぼちや	0.7 0.3	1 1	0	0.3	0.50	アメリカ	0.268, 0.2
しろうり	0.3	1		0.3 0.3	0.50 0.50	アメリカ アメリカ	
すいか メロン類果実	0.3	0.5		0.3	0.50	アメリカ	
まくわうり その他のうり科野菜	0.3 0.3 0.3	0.5 0.5 1		0.3 0.3 0.3	0.50 0.50 0.50	アメリカ アメリカ アメリカ	

			Γ		参考基	準値	T
農産物名	基準値 案	基準値 現行	登録 有無	国際 基準	-	外国 基準値	作物残留試験成績
	ppm	ppm		ppm		ppm	ppm
 未成熟いんげん えだまめ	0.5 0.08	0.04	ΙΤ	:	0.5 0.08		【0.09-0.59(n=12) (EUさやいんげん)】
その他の野菜	3.5	0.04			3.5		【米国大豆参照】
みかん	3.0			0.5			【米国セロリ参照】
なつみかんの果実全体 レモン オレンジ(ネーブルオレンジを含む) グレープフルーツ	0.5 0.5 0.5 0.5	0.3 0.3 0.3 0.3 0.3		0.5 0.5 0.5 0.5 0.5	0.6 0.6	アメリカ アメリカ アメリカ	
ライム その他のかんきつ類果実	0.5 0.5	0,3 0.3		0.5 0.5	0.6 0.6	アメリカ	
りんご	3	3	0	0.7	0.5	アメリカ	1.20, 0.813
日本なし 西洋なし マルメロ びわ	5 5 0.7	0.7 0.7 0.7	申申	0.7 0.7 0.7	0.5 0.5	アメリカ アメリカ	1.05 1.94
もも	0.7	0.7 2	0	0.7	0.5 2	アメリカ	<0.02, 0.04(果肉) / 9.10, 10.4(果皮)
ネクタリン あんず(アプリコットを含む) すもも(プルーンを含む) うめ	3 3 3 3	5 2 2		3 3 3 3	2 2 2	アメリカ	
おうとう(チェリーを含む)	3	2	0	3	2	アメリカ	0.86, 0.96
いちご	0.2	2		0.2	2	オーストラリア	
ぶどう かき	5 0.5	3 5	O•IT TI	3	5 0.5	, EU 韓国	<0.01(#), <0.01(#) 【0.12(#)-2.24(#)(n=20) (EUぶどう)】 【0.11, 0.22(韓国かき)】
バナナ	0.5	5		0.05	0.5	オーストラリア	【0.018-0.36(n=6) (豪州ハ'ナナ(無袋))】 【<0.010(n=6) (豪州ハ'ナナ(有袋))】
キウィー	0.02		IT		0.02	ニューシ・ーラント・	【〈0.02(#)-0.06(#) (n=7) (ニューシ・ーラント・キウィー)】
パパイヤ アボカド パイナップル	0.7	5 5 5			0.7	アメリカ	【0.07-0.28(n=4) (米国ハハイヤ)】
グアバ マンゴー	0.05 0.7	5 5	IT		0.05 0.7		【<0.05(#)(n=3) (プラジルグアハ)】 【米国ハ°ハ°イヤ参照】
パッションフルーツ	0.05	5	IT		0.05		【<0.05(#)(n=6) (ブラシ・ルハ・ッションフルーツ)】
その他の果実	0.7	5			0.7	アメリカ	
綿実	0.05		IT		0.05	ブラジル	【<0.05(n=6)(プラジル綿 実)】
ぎんなん くり	0.02	0.04		0.02	0.04	アメリカ	【米国ペカン,アーモント
ペカン	0.04	0.04		0.02	0.04	, , .	ピスタチオ参照】 【<0.02(#)(n=15)
アーモンド	0.04	0.04		0.02	0.04	アメリカ アメリカ	(米国ペカン)】 【<0.02(n=6)(米国アーモン ド)】
くるみ	0.04	0.04		0.02		アメリカ	【米国ペカン,アーモンド, ピスタチオを照】
その他のナッツ類	0.04	0.04		0.02	0.04	アメリカ	【<0.01(n=6)(米国ピスタチ オ)】

· ·		-		参考基準値			
	基準値	基準値	登録	国際	外国		作物残留試験成績
農産物名	案	現行	有無	基準	身	基準値	
	ppm	ppm		ppm		ppm	ppm
							2.25, 1.46(荒茶) /
茶	5	L	0		l		0.78(荒茶) / 0.08,
*	٥	5					0.04(浸出液)
コーヒー豆	0.05		IT		0.05	ブラシ゛ル	【<0.05(#)(n=4) (プラジルコーヒー豆)】
ホップ	40		11	40	11.0	アメリカ	())
その他のスパイス			•		3.5		[Neman and mail
その他のハーブ	3.5	5 4			3.5	アメリカ アメリカ	【米国セリ参照】
	1						【米国セリ参照】
牛の筋肉 豚の筋肉	0.05			0.05	0.05	アメリカ	
 その他の陸棲哺乳類の肉類	0.05			0.05	0.05	アメリカ	
牛の脂肪	0.05 0.05	0.05 0.05		0.05 0.05	0.05	アメリカ アメリカ	
豚の脂肪	0.05	0.05		0.05	0.05	アメリカ	
その他の陸棲哺乳類の脂肪	0.05	0.05		0.05	0.05	アメリカ	,
牛の肝臓	0.05		-	0.05	0.05	アメリカ	
豚の肝臓	0.05			0.05	0.05	アメリカ	
その他の陸棲哺乳類の肝臓	0.05	THE RESIDENCE OF THE PARTY OF T		0.05	0.05	アメリカ	
牛の腎臓	0.04			0.04	0.05	アメリカ	
豚の腎臓	0.04	0.04		0.04	0.05	アメリカ	
その他の陸棲哺乳類の腎臓	0.04			0.04	0.05	アメリカ	·
牛の食用部分	0.05	0.05		0.05	0.05	アメリカ	
豚の食用部分	0.05	0.05		0.05	0.05	アメリカ	
その他の陸棲哺乳類の食用部分	0.05	0.05		0.05	0.05	アメリカ	<u></u>
乳	0.02			0.02	0.02	アメリカ	
鶏の筋肉	0.04			0.04	0.04	アメリカ	
その他の家きんの筋肉	0.04	0.04		0.04	0.04	アメリカ	
鶏の脂肪	0.04	0.04		0.04	0.04	アメリカ	
その他の家きんの脂肪 鶏の肝臓	0.04	0.04		0.04	0.04	アメリカ	
その他の家きんの肝臓	0.04	0.04 0.04		0.04	0.04	アメリカ	
鶏の腎臓	0.04	0.04		0.04	0.04	アメリカ	
その他の家きんの腎臓	0.04	0.04		0.04	0.04	アメリカ	
鶏の食用部分	0.04	0.04		0.04	0.04	アメリカ	
その他の家きんの食用部分	0.04	0.04		0.04	0.04	アメリカ	
鶏の卵	0.04	0.04		0.04	0.04	アメリカ	
その他の家きんの卵	0.04	0.04		0.04	0.04	アメリカ	
精米	0.9%			*			
米ぬか	7			7			
小麦ふすま	0.5			0.5			
干しぶどう	5			. 5			

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。 (\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。 (#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

※「米」の基準値について:

Codex基準における「Rice」及び米国基準における「Rice, grain」については、「籾米」に対する基準値であり、我が国における「玄米」に相当する食品への基準は設定されていない。ただし、2004年のJMPRによる評価において、精米への加工係数が0.18と設定されているため、本剤については、籾米のCodex基準である5ppmに加工係数0.18を乗じ、「精米」の基準値として0.9ppmを設定することとした。

また、同様に、米ぬかへの加工係数が1.4と設定されており、これに基づきCodex基準として「米ぬか」に7ppmの基準値が設定されていること、及び、米の基準値設定のための試験データより、精米と米ぬかの重量比が88%:12%と算出されたことから、「米(玄米)」の基準値として1.6ppmを設定することとした。 [精米(0.9 mg/kg×88%)+米ぬか(7 mg/kg×12%)≒1.64 mg/kg]

トリフロキシストロビン	
食品名	残留基準値
	ppm
米	. 1.6
小麦	0.2
大麦	0.5
ライ麦	0.05
とうもろこし その他の穀類(注1)	0.05 0.05
大豆	0.03
ス立 らつかせい	0.05
ばれいしよ	0.04
てんさい	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.1
かぶ類の根	0.1
西洋わさび	0.1
はくさい キャベツ	0.5 0.5
芽キャベツ	0.5
カリフラワー	0.5
ブロッコリー	0.5
ごぼう	0.1
サルシフィー	0.1
その他のきく科野菜(注2)	3.5
ねぎ	0.7
にんにく アスパラガス	0.05 0.07
にんじん	0.07
パースニップ	0.1
לבטן	3.5
その他のせり科野菜(注3)	3.5
トマト	0.7
ピーマン	0.5 0.5
なす その他のなす科野菜(注4)	2.0
きゆうり	0.7
かぼちや	0.3
しろうり	0.3
すいか	0.3
メロン類果実	0.3
まくわうり	0.3 0.3
その他のうり科野菜(注5) 未成熟いんげん	0.5
えだまめ	0.08
その他の野菜(注6)	3.5
なつみかんの果実全体	0.5
レモン	0.5
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	0.5
グレープフルーツ	0.5 0.5
ライム その他のかんきつ類果実(注7)	0.5
りんご	3
日本なし	5
西洋なし	5
マルメロ	0.7
びわ	0.7
to the second se	0.2
ネクタリン あんず(アプリコットを含む)	3 3
あんり() フリーツトを含む) すもも(プルーンを含む)	3
うめ	3
おうとう(チェリーを含む)	3

※ 今回残留基準を設定するトリフロキシス トロビンとは、畜産物にあっては、トリフロキ シストロビン及び代謝物Bをトリフロキシスト ロビンに換算したものの和をいい、その他 の食品にあっては、トリフロキシストロビンの みをいうこと。

(注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、 米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそ ば以外のものをいう。

(注2)「その他のきく科野菜」とは、きく科野 菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティ チョーク、チョリ、エンダイブ、しゆんぎく、レ タス及びハーブ以外のものをいう。

(注3)「その他のせり科野菜」とは、せり科 野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセ リ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以 外のものをいう。

(注4)「その他のなす科野菜」とは、なす科 野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外 のものをいう。

(注5)「その他のうり科野菜」とは、うり科野 菜のうち、きゆうり、かぼちや、しろうり、すい か、メロン類果実及びまくわうり以外のもの をいう。

(注6)「その他の野菜」とは、野菜のうち、い も類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野 菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、 なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、た けのこ、オクラ、しようが、未成熟えんどう、 未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパ イス及びハーブ以外のものをいう。

(注7)「その他のかんきつ類果実」とは、 かんきつ類果実のうち、みかん、なつみ かん、なつみかんの外果皮、なつみかん の果実全体、レモン、オレンジ、グレープ フルーツ、ライム及びスパイス以外のもの をいう。

トリフロキシストロビン(つづき)

トリフロキシストロビン(つづき)	
A 17 4	残留基準値
食品名	ľ
いちご	ppm
ジン ぶどう	0.2
かき	5
バナナ	0.5
キウィー	0.5
パパイヤ	0.02
グアバ	0.7
マンゴー	0.05
パッションフルーツ	0.7
その他の果実(注8)	0.05
綿実	0.7
ぎんなん	0.05 0.02
<	0.02
ペカン	0.04
アーモンド	0.04
くるみ	0.04
その他のナッツ類(注9)	0.04
茶	5
コーヒー豆	0.05
ホップ	40
その他のスパイス(注10)	3.5
その他のハーブ(注11)	3.5
牛の筋肉	0.05
豚の筋肉	0.05
その他の陸棲哺乳類(注12)に属する動物の肉類	0.05
牛の脂肪	0.05
豚の脂肪	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪 牛の肝臓	0.05
豚の肝臓	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05 0.05
牛の腎臓	0.03
豚の腎臓	0.04
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.04
牛の食用部分	0.05
豚の食用部分	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05
孔	0.02
鶏の筋肉	0.04
その他の家きん(注13)の筋肉	0.04
鶏の脂肪	0.04
その他の家きんの脂肪 鶏の肝臓	0.04
その他の家きんの肝臓	0.04
鶏の腎臓	0.04
その他の家きんの腎臓	0.04
鶏の食用部分	0.04 0.04
その他の家きんの食用部分	0.04
鶏の卵	0.04
その他の家きんの卵	0.04
精米	0.9
米ぬか	7
小麦ふすま	0.5
于しぶどう	0.5 5

(注8)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウィー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

(注9)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類の うち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及 びくるみ以外のものをいう。

(注10)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しようが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

(注11)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

(注12)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、 牛及び豚以外のものをいう。

(注13)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

エスプロカルブ(Esprocarb)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の追加設定					
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴い要請があったもの。					
構造式	S CH_3 CH_3 CH_3					
用途	農薬/除草剤					
作用機構	チオカーバメート系除草剤 対象雑草に吸収された後、細胞分裂阻害、特に蛋白質合成阻害により生 育を抑制または停止させることで、枯死させるものと考えられている。					
適用作物/適用病害虫等	適用拡大申請:小麦/一年生雑草					
我が国の登録状況	稲に農薬登録がなされている。					
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 諸外国においても残留基準値は設定されていない。					
食品安全委員会における 食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.01 mg/kg 体重/day [設定根拠] 1 年間 慢性毒性試験(イヌ・カプセル経口投与) 無毒性量 1mg/kg 体重/day 安全係数 100					
基準値案	別紙1のとおり。					
暴露評価	TMDI/ADI比は、以下のとおり。 TMDI/ADI比 (%) 国民平均 5.3 幼小児(1~6歳) 9.3 妊婦 5.0 高齢者(65歳以上) TMDI: 理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)					
意見聴取の状況	平成 21 年 10 月 2 日に在京大使館 今後、パブリックコメント及びWTOi	さんの説明を実施				
答申案	別紙2のとおり。					

					参考基準値	
農産物名	基準値 案	基準値 現行	登録 有無	国際 基準	外国 基準値	作物残留試験成績
	ppm	ppm		ppm	ppm	ppm
*	0.02	0.02	0			<0.005(#), <0.005(#), <0.005(#), <0.005(#), <0.005(#)
小麦	0.05		申		1	<0.01,<0.01 / <0.01(#)
魚介類	0.2	0.2				

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

答申 (案)

エスプロカルブ	
食品名	残留基準値
	ppm
小麦	0.05

メタアルデヒド(Metaldehyde)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の追加設	定				
4 ∇ 4 ±	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴い要請及び					
経緯	魚介類への基準設定の要請があったもの。					
構造式	H ₃ C CH CH	CH ₃ CH CH ₃				
用途	農薬/殺虫剤(軟体動物駆除剤)	•				
作用機構	ナメクジ類、カタツムリ類及び淡水性リンゴガイ科巻貝の経口吸収及び腹足部からの接触吸収により、麻痺を誘発するとともに粘液分泌を促し収縮させることで、死に至らしめると考えられている。					
適用作物/適用病害虫等	適用拡大申請;みかん、レタス/ナメクジ類、カタツムリ類					
我が国の登録状況	稲に農薬登録がなされている。					
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 EUにおいて、いちご、にんじん等に 類等に基準値が設定されている。	、オーストラリアにおいて、穀類、野菜				
食品安全委員会における 食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.022 mg/l [設定根拠] 2 年間 慢性毒性/ 無毒性量 2.2 mg/kg 安全係数 100	発がん性併合試験(ラット・混餌)				
基準値案	別紙1のとおり。					
	TMDI/ADI比は、以下のとおり。					
		TMDI/ADI比				
	国民平均	7.8				
暴露評価	幼小児(1~6歳)	15.4				
	妊婦	7.0				
	高齢者(65歳以上) 6.6					
	TMDI:理論最大一日摂取量(The					
意見聴取の状況	平成 21 年 11 月 5 日に在京大使館 今後、パブリックコメント及び WTO 3					
答申案	別紙2のとおり。					

				<u> </u>	参考基準値	T
農産物名	基準値案	基準値 現行	登録 有無	国際 基準	外国 基準値	作物残留試験成績
W/+W+1.2	ppm	ppm		ppm	ppm	ppm
米(玄米をいう。)	0.2	0.2	0			<0.05(#), <0.05(#)
小麦	0.2	0.2				
とうもろこし	0.2	0.2				,
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	3		申			0.68, 1.46
みかん	0.2		申			<0.05(#), <0.05(#)
なたね	0.2	0.2		-		10000(1177 (0100(117
その他のスパイス	0.7	0.2	申			0.11(#), 0.22(#)(\$) (みかんの果皮)
魚介類	0.02					1,

^(\$)この作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。 (#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

メタアルデヒド

食品名	残留基準値
	ppm
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	3
みかん	0.2
その他のスパイス ^{注)}	0.7
魚介類	0.02

注)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しようが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

テブフェノジド(Tebufenozide)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の追加設定及び暫定的な残留基準の見直し					
経緯	魚介類への基準値設定の要請があり、併せてポジティブリスト制度導入 時に設定した基準値の見直しを行うもの。					
構造式	H_3C O H O O O O O O O O O O					
用途	農薬/殺虫剤					
作用機構	ベンゾイルヒドラジン系殺虫剤 昆虫の脱皮ホルモン様作用を示し、幼虫における異常脱皮を促すことに より作用すると考えられている。					
適用作物/適用病害虫等	稲、りんご、かんしょ等/コブノメイガ、ハマキムシ、ハスモンヨトウ等					
我が国の登録状況	稲、りんご、かんしょ等に農薬登録がなされている。					
諸外国の状況	アーモンド、キャベツ、仁果果実等に国際基準が設定されている。 米国においてりんご、かんきつ類等に、カナダにおいてりんご、レタス等に、EUにおいてかんきつ類、仁果果実等に、オーストラリアにおいて仁果果実、ぶどう等に、ニュージーランドにおいて仁果果実、キウィー等に基準値が設定されている。					
食品安全委員会における 食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.016 mg/kg 体重/day					
基準値案	別紙1のとおり。 なお、現行の基準値が削除された食品は、基準が設定されていない食品同様、 一律基準(0.01ppm)が適用される。					
暴露評価	EDI/ADI比は、以下のとおり。 EDI/ADI比 (%) 国民平均 38.3 幼小児(1~6歳) 64.7 妊婦 30.3 高齢者(65歳以上) 41.0 EDI:推定一日摂取量(Estimated Daily Intake)					
意見聴取の状況	平成 21 年 11 月 5 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及び WTO 通報手続きを予定					
答申案	別紙2のとおり。					

I .	i			参考基準値			
農産物名	基準値案	基準値 現行	登録 有無	国際		外国	作物残留試験成績
展生物石	ppm	ppm	有無	基準 ppm	2	基準値 ppm	ppm
							0.029, 0.067 / 0.022 /
							<0.005 / 0.013, 0.076
W/+ W+ 1 . 7 . 1			_				/ 0.057 / 0.010 / 0.026, 0.046 /
米(玄米をいう。)	0.3	0.5	0	0.1			0.07(\$), 0.02
大麦ライ麦		5					
とうもろこし		5					
 そば							0.62, 2.60 / 0.20,
その他の穀類	5	100	0				0.03
- 10 - 1017						<u>.</u>	0.00.000(4) / 0.00
大豆	0.3	0.5	0				0.03, 0.06(\$) / 0.02, 0.06 / 0.02, <0.01
ばれいしよ		0.1					
さといも類(やつがしらを含む。)	0.015	0.1			0.015	アメリカ	【米国かんしょ参照】
2.) , >							(0.01, (0.01) (0.010-0.010(n=8)
かんしよ やまいも(長いもをいう。)	0.05 0.015	101	0		0.015	アメリカ	(米国かんしょ)】
こんにやくいも	0.015	0.1			0.015	アメリカ	【米国かんしょ参照】
その他のいも類	0.015	**#01			0.015	アメリカ	【米国かんしょ参照】
てんさい	0.05	0.1	0				<0.01, 0.01
さとうきび	1	1 4 1		1			
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	10	10		10			(0.02-0.22(n=6)
かぶ類の根	0.3				0.3	アメリカ	(米国かぶ根部)】
かぶ類の葉 クレソン	10 10	1 10 10 1 1 10		10	9.0	アメリカ	
はくさい	10			10 10	10.0 5.0	アメリカ アメリカ	
						.,,,,,	(<0.01-4.6(n=14)
キャベツ	5	34.55	ŀ	5	5.0	アメリカ	(米国キャベツ・外葉あり)]
 芽キャベツ	5.0			•	5.0	アメリカ	【米国キャベツ、ブロッ
ケール	10	10	ĺ	10	10.0	アメリカ	コリー参照】
こまつな	10	10		10	10.0	アメリカ	
きような チンゲンサイ	10 10	10		10	10.0	アメリカ アメリカ	()/(=1.2) 2.4 m3
カリフラワー	0.5	0.5			5.0	アメリカ	【米国からしな参照】
ブロッコリー	0.5	35to.5		0.5	5.0	アメリカ	(<0.01-0.34(n=11)
その他のあぶらな科野菜		10	ŀ	10	10.0	アメリカ	(米国ブロッコリー)】
チコリ	10	10		10	10.0	アメリカ	
エンダイブ	10	+10 = 10		10	10.0	アメリカ	
しゆんぎく	10	70		10	10.0	アメリカ	
					1		(0.09-6.6(n=9)
				İ	į		(米国結球レタス・外葉
D. Profile Pitan and A. A. A. A.					į		あり)】 【0.40-3.2(n=8)
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。) その他のきく科野菜	10 10	10		10 10	10.0	アメリカ	(米国リーフレタス)】
	10	10		10	10.0	アメリカ	「火田」、カッ
パセリ	10	. 10			10.0	アメリカ	【米国レタス、 ほうれんそう参照】
							[0,10-1,32(n=9)
セロリ	2.0	2			2.0	アメリカ	(米国セロリ)]
その他のせり科野菜	10	10.54			10.0	アメリカ	【米国レタス、 ほうれんそう参照】

<u> </u>	参考基準値						
	基準値	基準値	登録	国際	9 725	外国	作物残留試験成績
農産物名	案	現行	有無	基準	2	基準値	
	ppm	ppm		ppm		ppm	ppm
							【0.031-0.53(n=10)(米
							国トマト)】 【0.17, 0.52(米国チェリー
トマト	1	1		1	2.0	カナタ・	トマト)】
ピーマン	1	1		1	1.0		
なす その他のなす科野菜	1.0 10	1 10		10	1.0 1.0		【米国トマト参照】
すいか	10	0.1		10	1.0	1 7714	
メロン類果実		0.1					
まくわうり		0.1					
その他のうり科野菜	10	10		10	0.015	アメリカ	
							(0.99-8.1(n=9)
ほうれんそう		10		10			(米国ほうれんそう)】
しようが	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	0.02			0.015		【米国かんしょ参照】
その他の野菜	10	20		10	10.0	アメリカ	
みかん	1	2		2	0.80		
なつみかんの果実全体 レモン	2	2		2 2		オーストラリア オーストラリア	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2	2		2	1		
グレープフルーツ	2	2		2		オーストラリア	
ライム	2	2 2		2	1		
その他のかんきつ類果実	2	2		2	1	オーストラリア	
りんご	1	1.0	0	1	1.0	アメリカ	0.08, 0.02
日本なし	1	1 33	0	1	1.5	アメリカ	0.35, 0.26
西洋なし	1	1	0	1	1.5		,
マルメロ びわ	1 1			1	1.5 1.5		
0.42	 			1	1.0	1 / ///	
b \$	0.05	+0.5	0	0.5	0.5	ニューシ゛ーラント゛	<0.01(#), 0.01(#)(果肉) 2.77, 2.54(果皮)
ネクタリン	0.5			0.5		ニューシ・ーラント	
あんず(アプリコットを含む。)		1				ニューシ・ーラント	
すもも(プルーンを含む。) うめ		J. 1			0.5	ニューシ・ーラント・	
おうとう(チェリーを含む。)	1		0				0.40(\$), 0.17
いちご	1	F 7 1	0				0.46, 0.31
ラズベリー	2			2	3.0	アメリカ	(0.36-0.86(n=5)
		4		4	3.0		(米国ラズベリー)】 【米国ブルーベリー、
ブラックベリー	3.0	1			3.0	アメリカ	ラズベリー参照】
ブルーベリー	3	3		3	3.0	アメリカ	【0.30-1.7(n=8) (米国ブルーベリー)】
クランベリー	0.5	100000000000000000000000000000000000000		0.5	1.0	アメリカ	
ハックルベリー	3	$\frac{1}{2}$ 1		3	3.0	アメリカ	【米国ブルーベリー、
その他のベリー類果実	3.0	1			3.0	アメリカ	【米国ブルーペリー、 ラズベリー参照】
ぶどう	2	0.5		2	3.0	アメリカ	
かき	-	1			0.1	オーストラリア	
バナナ		.: 3771					
キウィー(果皮を含む。)※ パパイヤ	0.5	0.5		0.5	2	オーストラリア	
アボカド	1	1		1	0.5	オーストラリア	
パイナップル		28/1		1]		
グアバ		1					
マンゴー パッションフルーツ	0.7	1 2 2 1	0				0.25, 0.16
なつめやし							
その他の果実	1.0	1			1.0	アメリカ	【米国トマト参照】

					参考基	準値	
	基準値	基準値	登録	国際		外国	作物残留試験成績
農産物名	案	現行	有無	基準	;	基準値	1
	ppm	ppm		ppm		ppm	ppm
64 ctr			ļ				[0.0660-0.408(n=8)
綿実	1.5	1 CONT. 1 CONT. 1 CONT. 1 CONT. 1 CONT. 1 CONT. 1 CONT. 1 CONT. 1 CONT. 1 CONT. 1 CONT. 1 CONT. 1 CONT. 1 CONT.			1.5		(米国綿実)]
なたね	2	2		2	2.0	アメリカ	
< b	۸,			•	٠,	92.111.1.	【米国アーモンド、
	0.1	0.1			0.1	アメリカ	ペカン参照】
ペカン	0.01	0.01		0.01	0.1	アメリカ	【<0.01(n=10) (米国ペカン)】
		36			·		(<0.01-0.045(n=10)
アーモンド	0.05	Service and an arrangement of the service of the se		0.05	0.1	アメリカ	(米国アーモンド)】
くるみ	0.1	0.1		0.05	0.1	アメリカ	LVE VA
その他のナッツ類	0.1	0.08			0.1	アメリカ	【米国アーモンド、 ペカン参照】
					0.1	77774	
茶	25	25	0				15.50(\$), 12.39 (荒茶) / 3.82, 2.29 (浸出液)
コーヒー豆		0.05					7 0.02, 2.23 (ЖЩТК)
その他のスパイス	2.0	20 20			2.0	アメリカ	[N/ FF] have 11 45 07]
(4) 四422 0 11 1 1	2.0				2.0	7 7971	【米国セロリ参照】 【0.65-6.90(n=6)
その他のハーブ	20	20		20	10.0	アメリカ	(米国からしな)】
牛の筋肉	0.05	0.02		0.05	0.08*	アメリカ	推:0.016
豚の筋肉	0.05		:	0.05	0.08*	アメリカ	(牛の筋肉参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05			0.05	0.08*	アメリカ	(牛の筋肉参照)
牛の脂肪	0.2			0.05	0.1*	アメリカ	推:0.080
豚の脂肪	0.2	***		0.05	0.1*	アメリカ	(牛の脂肪参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2			0.05	0.1*	アメリカ	(牛の脂肪参照)
牛の肝臓	0.05	0.02		0.02	0.08	アメリカ	推:0.031
豚の肝臓	0.05			0.02	0.08*	アメリカ	(牛の肝臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05			0.02	0.08*	アメリカ	(牛の肝臓参照)
牛の腎臓	0.02	0.02		0.02	0.08	アメリカ	推:0.0066
豚の腎臓 その他の味体は乳 若に 民士 これ 性の取り	0.02			0.02	0.08*	アメリカ	(牛の腎臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓 牛の食用部分	0.02	7.44		0.02	0.08*	アメリカ	(牛の腎臓参照)
下の食用部分 豚の食用部分	0.05 0.05	E-control of the control	0.02	0.08*	アメリカ	(牛の肝臓参照)	
かい及用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部	0.05	0.02		0.02	0.08*	アメリカ	(牛の肝臓参照)
乳	0.03		-	0.02	0.08* 0.04*	アメリカ アメリカ	(牛の肝臓参照)
鶏の筋肉	0.02			0.01	0.04	1 / / / / /	推:0.0068
その他の家きんの筋肉	0.02	100		0.02			
鶏の脂肪	0.02			0.02			
その他の家きんの脂肪	0.02	0.02		0.02			
鶏の肝臓		0.02	_				
その他の家きんの肝臓		0.02					
鶏の腎臓		0.02					
その他の家きんの腎臓		0.02					
鶏の食用部分		0.02					
その他の家きんの食用部分		0.02					
鶏の卵	0.02	0.02		0.02			
その他の家きんの卵 魚介類		0.02		0.02			
無介類 とうがらし(乾燥させたもの)	0.3						
とうからし(乾燥させたもの)	10			10			
1 しゃし /		- 2		2	ļ		I I

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

^(\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

[※]キウィーの基準値については、果皮を含む全果実に適用するものとする。

^{*}米国の畜産物の基準値は代謝物を含む。

[「]作物残留試験」欄に「推:」の記載のあるものは、推定残留量であることを示している。

テブフェノジド

<u>テブフェノジド</u>	
食品名	残留基準値
	ppm
米(玄米をいう。)	0.3
そば	5
大豆	0.3
さといも類(やつがしらを含む。)	0.015
かんしよ	0.05
やまいも(長いもをいう。)	0.015
その他のいも類 ^{注1)}	0.015
てんさい	0.05
さとうきび	1
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	10
かぶ類の根	0.3
かぶ類の葉	10
クレソン	10
はくさい	10
キャベツ	5
芽キャベツ	5.0
ケール	10
こまっな	10
きような	10
チンゲンサイ	10
ブロッコリー	0.5
その他のあぶらな科野菜 ^{注2)}	10
チコリ	10
エンダイブ	10
しゆんぎく	10
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	10
その他のきく科野菜 ^{注3)}	10
パセリ	10
セロリ	2.0
その他のせり科野菜 ^{注4)}	10
トクト	1
ピーマン	1
なす	1.0
その他のなす科野菜 ^{注5)}	1.0
その他のうり科野菜 ^{注6)}	10
ほうれんそう	
しようが	0.015
しょう// ¹ その他の野菜 ^{注7)}	0.015
てい他の野米	10

注1) 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしよ、さといも類、かんしよ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。

注2) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きような、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注3) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゆんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

注4) 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注5) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注6) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゆうり、かぼちや、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注7) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しようが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

テブフェノジド(つづき)

食品名	留基準値
及叩冶	四二十四
	ppm
なつみかんの果実全体	2
レモン	2
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2
グレープフルーツ	2
ライム	2
その他のかんきつ類果実 ^{注8)}	2
りんご	1
日本なし	1
西洋なし	1
マルメロ	1
びわ	1
<i>\$</i> 6	0.05
ネクタリン	0.5
おうとう(チェリーを含む。)	1
いちご	1
ラズベリー	2
ブラックベリー	3.0
ブルーベリー	3
クランベリー	0.5
ハックルベリー	3
その他のベリー類果実 ^{注9)}	3.0
ぶどう	2
キウィー(果皮を含む。)	0.5
アボカド	1
マンゴー	0.7
その他の果実 ^{注10)}	1.0
綿実	1.5
なたね	2
< 9	0.1
ペカン	0.01
アーモンド	0.05
その他のナッツ類 ^{注11)}	0.1
その他のスパイス ^{注12)}	2.0
その他のハーブ ^{注13)}	20
牛の筋肉	0.05
豚の筋肉	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注14)} の筋肉	0.05
牛の脂肪	0.2
豚の脂肪	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2

注8) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注9) 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注10) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウィー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注11) 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類 のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモン ド及びくるみ以外のものをいう。

注12) 「その他のスパイス」とは、スパイス のうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんに く、とうがらし、パプリカ、しようが、レモ ンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及び ごまの種子以外のものをいう。

注13) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの 葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注14) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」 とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及 び豚以外のものをいう。 テブフェノジド(つづき)

ブラフェノント(つつさ)	
食品名	残留基準値
	ppm
牛の肝臓	0.05
豚の肝臓	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05
牛の腎臓	0.02
豚の腎臓	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02
牛の食用部分	0.05
豚の食用部分	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05
乳	0.02
鶏の筋肉	0.02
その他の家きん ^{注15)} の筋肉	0.02
鶏の脂肪	0.02
その他の家きんの脂肪	0.02
鶏の卵	0.02
その他の家きんの卵	0.02
魚介類	0.3
とうがらし(乾燥させたもの)	10
干しぶどう	2

注15) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

ピリブチカルブ (Pyributicarb)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の追加設定				
経緯	魚介類への基準設定の要請があったもの。				
構造式	CH ₃ CH ₃ CH ₃ CH ₃ O N OCH ₃ CH ₃				
用途	農薬/除草剤				
作用機構	チオカーバメート系除草剤である。 植物体内の脂質生合成系阻害、特にスクワレンエポキシダーゼを阻害することに より作用するものと考えられている。				
適用作物/適用病害虫等	稲/水田一年生雑草、マツバイ、ホタルイ、ミズガヤツリ、ウリカワ等				
我が国の登録状況	稲に農薬登録がなされている。				
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 諸外国においても基準は設定されていない。				
食品安全委員会における 食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.0088 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2 年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 0.88 mg/kg 体重/day 安全係数 100				
基準値案	別紙1のとおり。				
暴露評価	TMDI/ADI比は、以下のとおり。 TMDI/ADI比 (%) 国民平均 9.2 幼小児(1~6歳) 14.4 妊婦 8.5 高齢者(65歳以上) TMDI: 理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)				
意見聴取の状況	平成 21 年 11 月 5 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及び WTO 通報手続きを予定				
答申案	別紙2のとおり。				

					参考基準値	
農産物名	基準値 案	基準値 現行	登録 有無	国際 基準	外国 基準値	作物残留試験成績
	ppm	ppm		ppm	ppm	ppm
米 魚介類	0.03 0.4	0.1	0			<0.005(#),<0.005(#)/ <0.005(#),<0.005(#)/ <0.01,<0.01/ <0.01,<0.01

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

ピリブチカルブ

ヒリノナカルノ	
食品名	残留基準値
	ppm
米	0.03
魚介類	0.4

オキサジアゾン(Oxadiazon)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の追加設定及び暫定的な残留基準の見直し				
経緯	魚介類への基準設定の要請があり、併せてポジティブリスト制度導入時に 設定した基準値の見直しを行うもの。				
構造式	H_3C CI N CI N CI N CI N CI N N CI N N CI N N CI N N N N N N N N N N				
用途	農薬/除草剤				
作用機構	オキサジアゾール環を有する除草剤 クロロフィル生合成経路中のプロトポルフィリノーゲンオキシダーゼを阻害 することで、細胞膜の過酸化を引き起こし、植物を枯死させると考えられて いる。				
適用作物/適用病害虫等	稲/水田一年生雑草、マツバイ、ホタルイ、ミズガヤツリ、ウリカワ等				
我が国の登録状況	稲に農薬登録がなされている。				
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。EUにおいてクランベリー、ブルーベリー等に、ニュージーランドにおいてぶどう、たまねぎ等に基準値が設定されている。また、米国において、肉類及び乳に残留基準値が設定されていたが現在では削除されている。				
食品安全委員会における 食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.0036 mg/kg 体重/day				
基準値案	同様、一律基準(0.01ppm)が適用され	品は、基準が設定されていない食品 れる。			
暴露評価	TMDI/ADI比は、以下のとおり。 TMDI/ADI比 (%) 国民平均 31.4 幼小児(1~6歳) 48.6 妊婦 29.6 高齢者(65歳以上) TMDI:理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)				
意見聴取の状況	平成 21 年 11 月 5 日に在京大使館ペ 今後、パブリックコメント及び WTO 通	への説明を実施			
答申案	別紙2のとおり。				

					参考基準値	T
農産物名	基準値案	基準値 現行	登録 有無	国際 基準	外国 基準値	作物残留試験成績
米(玄米をいう。) 牛の筋肉 豚の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	ррт 0.02	0.01 0.01 0.01	0	ppm	ppm	ppm <0.005(#), <0.005(#)/ <0.0005(#), 0.0011(#)/ <0.0005(#) / <0.0005(#) <0.001(#), 0.0006(#)/ <0.004(#)/ <0.004(#)/ <0.004(#)/ <0.005(#), <0.005(#)/ <0.005(#), <0.005(#)/ <0.005(#), <0.005(#)/ <0.005(#), <0.005(#)/
牛の脂肪 豚の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪 牛の肝臓 豚の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓 牛の腎臓 豚の腎臓 豚の腎臓		0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01				*
牛の食用部分 豚の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分 乳 魚介類	0.6	0.01 + 0.01 - 0.01 - 0.1				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。 (#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

答申 (案)

大キサジアゾン残留基準値食品名ppm米0.02魚介類0.6

性腺刺激ホルモン放出ホルモン・ジフテリアトキソイド結合物を 有効成分とする豚の注射剤

審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定
経緯	薬事法に基づく動物用医薬品の製造販売の承認申請に伴い要請があ
	ったもの
本剤の概要	性腺刺激ホルモン放出ホルモン(以下 GnRH)・ジフテリアトキソイド(以下
	DT)結合物溶液を主剤とし、アジュバントとしてジエチルアミノエチルデキ
	ストラン、保存剤としてチメロサール及び溶剤を使用したもの
適用動物/効能·効果	豚/免疫学的去勢効果
我が国の承認状況	承認されていない。(新たに承認申請がなされたもの)
諸外国の状況	オーストラリア、ニュージーランド、ブラジル、メキシコ、EU 等において承
	認されている。
食品安全委員会における	羊、ラット及び豚での経口投与試験から、本製剤の主剤である GnRH・
食品健康影響評価結果	DT 結合物は、経口投与において、GnRH 様作用、抗体応答及びその他
	の毒性影響も示さないものと考えられる。
	本製剤はペプチド製剤であるため、本製剤を経口摂取した場合には胃
	液中消化の過程で小さなペプチド及びアミノ酸に分解され、その作用は
	消失するものと考えられる。
	常用量を臨床投与経路である皮下に投与した際、投与4週後における
	投与部位の臨床所見及び病理組織学的検査のいずれにおいても異常
	は認められなかった。
	また、本製剤に含まれているアジュバント等の添加剤については、物
	質の使用状況、既存の毒性評価及び本製剤の投与量を考慮すると、本
	製剤の含有成分の摂取による健康影響は無視できると考えられる。
	以上のことから、本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を
	通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。
基準値案	食品安全委員会における評価結果を踏まえ、残留基準を設定しないこと
	とする。
答申案	食品中の残留基準を設定しないことが適当である。

鶏コクシジウム感染症(アセルブリナ・テネラ・マキシマ)混合生ワクチン (日生研鶏コクシ弱毒 3 価生ワクチン(TAM))

審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定
経緯	薬事法に基づく動物用医薬品の再審査申請に伴うもの
本剤の概要	鶏コクシジウム原虫(アイメリア テネラ、アイメリア アセルブリ
	ナ、アイメリア マキシマ)の弱毒株のオーシストを主剤とし、防
	腐剤としてソルビン酸及びエタノール、溶剤としてリン酸緩衝食
	塩液を使用した生ワクチン
適用動物/効能・効果	鶏/アイメリア テネラ、アイメリア アセルブリナ、アイメリア マキ
	シマによる鶏コクシジウム症の発症抑制
我が国の承認状況	平成8年より動物用医薬品として承認されている。
諸外国の状況	ヨーロッパ諸国、米国、中南米及びカナダで承認されている。
食品安全委員会における	承認時から再審査調査期間中に安全性に係る新たな副作用
食品健康影響評価結果	報告、安全性を否定する研究報告は認められておらず、提出さ
	れた資料の範囲において、当製剤に関する安全性に係る新た
	な知見の報告は認められないと考えられる。
	本製剤の主剤であるアイメリア属原虫は宿主特異性が高く、
	鶏コクシジウム原虫は鶏にしか感染しないとされており、ヒトに
	対する病原性はない。また、添加剤については、本製剤の含有
	成分の摂取による健康影響は無視できると考えられる。
	以上より、本生物学的製剤が適切に使用される限りにおいて
	は、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視でき
	るものと考えられる。
基準値案	食品安全委員会における評価結果を踏まえ、残留基準を設定
	しないこととする。
答申案	食品中の残留基準を設定しないことが適当である。

牛及び豚用インターフェロンアルファ経口投与剤

======================================	
審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定
経緯	薬事法に基づく動物用医薬品の承認事項の変更(豚に対する
	効能効果の追加)に係る申請に伴い要請があったもの
本剤の概要	有効成分である天然型ヒトインターフェロンアルファ(BALL-1)
	に賦形剤として無水結晶マルトースを加えた散剤
適用動物/効能・効果	牛(1ヶ月齢未満)/ロタウィルスの感染症による軽度下痢の発症
	日数の短縮、症状改善、増体量低減の改善
	効能追加 豚/大腸菌性下痢症における発症日数の短縮、症状
:	改善
我が国の承認状況	牛用について平成16年より動物用医薬品として承認されている。
諸外国の状況	牛及び豚用のいずれにおいても承認されていない。
食品安全委員会における	実施された毒性試験の多くは非経口投与試験であるが、本
食品健康影響評価結果	製剤の主剤である天然型ヒトインターフェロンアルファは、予定
	使用量の数億倍の用量でも急性毒性を認めない。また、各種の
	遺伝毒性試験、発生毒性試験の結果から、遺伝毒性発がん性
	や催奇形性はないと考えられる。
	各種哺乳類における本製剤の予定使用量の数十万倍を経口
	投与した場合でも、糖タンパク質である天然型ヒトインターフェロ
	ンアルファが経口投与された場合速やかに分解されるため、血
	液中から薬理活性のある成分は検出されておらず、静脈中へ
	の強制投与試験から、動物体内への蓄積性も認められていな
	い。また、本製剤の使用量はヒトの臨床用量の数万から数十万
	分の一である。これらのことから、本製剤が適切に使用される限
	りにおいて、ヒトが食品を通じて薬理活性を有する天然型ヒトイ
	ンターフェロンアルファを摂取する可能性はほとんど無いと考え
	られる。また、本製剤の添加剤として含まれる物質については、
	当該物質を摂取することによる健康影響は無視できると考えら
	れる。
	以上のことから、本製剤が適切に使用される限りにおいては、
	食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるも
	のと考えられる。
基準値案	食品安全委員会における評価結果を踏まえ、残留基準を設定し
	ないこととする。
答申案	食品中の残留基準を設定しないことが適当である。

食品衛生分科会における審議対象の経過について(報告)

分科会	分類	剤名	パブリックコメントの状況	WTO通報の状況	備考
7月3日	添加物	1 2-ペンタノール	平成21年9月30日~ 平成21年10月30日 意見なし	平成21年7月22日~ 平成21年9月20日	
		2 プロピオン酸アルデヒド	平成21年9月30日~ 平成21年10月31日 意見なし	平成21年7月22日~ 平成21年9月21日	
		3 6-メチルキノリン	平成21年9月30日~ 平成21年10月32日 で成21年10月32日	平成21年7月22日~ 平成21年9月22日	
		4 亜塩素酸ナトリウム	平成21年9月30日~ 平成21年10月33日	平成21年8月12日~ 平成21年10月18日	使用基準の改正
	農薬	1 ペンシクロン	平成21年8月3日~ 平成21年9月2日 意見有り	平成21年7月22日~ 平成21年9月20日	基準値(案)の変更 はなし
		2 アセキノシル	平成21年8月3日~ 平成21年9月2日 意見有り	平成21年7月22日~ 平成21年9月20日	基準値(案)の変更 はなし
!		3 イミダクロプリド	平成21年8月3日~ 平成21年9月2日 で成21年9月2日	平成21年8月3日~ 平成21年10月9日	基準値(案)の変更 はなし
		4 EPN	平成21年8月3日~ 平成21年9月2日 で成21年9月2日	平成21年8月3日~ 平成21年10月9日	基準値(案)の変更 はなし
		5 オキサジクロメホン	平成21年8月3日~ 平成21年9月2日 意見有り	平成21年8月3日~ 平成21年10月9日	基準値(案)の変更 はなし
		6 プレチラクロール	平成21年8月3日~ 平成21年9月2日	平成21年8月3日~ 平成21年10月9日	基準値(案)の変更 はなし
		7 テフリルトリオン	平成21年8月3日~ 平成21年9月2日 市成21年9月2日	平成21年8月3日~ 平成21年10月9日	
	動物用医薬品等	1 ブロチゾラム	平成21年8月3日~ 平成21年9月2日 意見なし	平成21年7月22日~ 平成21年9月20日	

分科会	分類	剤名	パブリックコメントの状況	WTO通報の状況	備考
9月30日	添加物	1 3-メチル-2-ブタノール	平成21年12月1日~ 平成21年12月31日	(現在手続中)	
		2 5,6,7,8-テトラヒドロキノキサリン	平成21年12月1日~ 平成21年12月31日 実施中	(現在手続中)	
	農薬	1 イソチアニル	平成21年10月30日~ 平成21年11月28日 記見なし	平成21年10月7日~ 平成21年12月6日 実施中	
		2 インドキサカルブ	(現在手続中)	(現在手続中)	
		3 レピメクチン	平成21年10月14日~ 平成21年11月12日 意見なし	平成21年9月18日~ 中成21年11月23日 で連絡待ち	
		4 ブプロフェジン	平成21年10月14日~ 平成21年11月12日 ^{意見なし}	(規制強化となる改正では ないため実施せず)	
		5 プロヒドロジャスモン	平成21年8月3日~ 平成21年9月2日 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	平成21年7月22日~ 平成21年9月20日	
		6 ピラクロストロビン	平成21年10月14日~ 平成21年11月12日 意見有り	平成21年9月18日~ 平成21年11月23日 で連絡待ち	
		7 ボスカリド	平成21年10月30日~ 平成21年11月28日 意見有り	平成21年10月7日~ 平成21年12月6日 実施中	
		8 シメコナゾール	平成21年10月14日~ 平成21年11月12日 ^{意見なし}	平成21年9月18日~ 平成21年11月23日 不連絡待ち	
		9 フェントラザミド	平成21年10月30日~ 平成21年11月28日 意見有り	平成21年10月7日~ 平成21年12月6日 実施中	

分科会	分類	剤名	パブリックコメントの	の状況	WTO通報の状況		備考
9月30日	動物用医薬品等	豚サーコウィルス(2型)感染症(1型-2 1 型キメラ)(デキストリン誘導体アジュ バント加)不活化ワクチン	パブリックコメントの対 象外		WTO通報の対象外		
	·	2 ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎 混合生ワクチン	パブリックコメントの対 象外		WTO通報の対象外		
		3 セフォペラゾン	平成21年6月3日~ 平成21年7月2日	意見なし	(規制強化となる改正では ないため実施せず)		
		4 デストマイシンA	平成21年6月3日~ 平成21年7月2日	意見なし	平成21年5月13日~ 平成21年7月12日	コメントなし	
		5 テルデカマイシン	平成21年6月3日~ 平成21年7月2日	意見なし	平成21年5月13日~ 平成21年7月12日	コメントなし	
		6 パロモマイシン	平成21年4月15日~ 平成21年5月14日	意見なし	平成21年4月1日~ 平成21年5月31日	コメントなし	
		7 リファキシミン	平成21年8月3日~ 平成21年9月2日	意見なし	平成21年7月22日~ 平成21年9月20日	コメントなし	
		8 ノシヘプタイド	平成21年10月14日~ 平成21年11月12日	意見なし	(規制強化となる改正では ないため実施せず)		

高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の安全性評価に 必要な試験の信頼性確保について

<u>1. 経緯</u>•目的

- 高濃度にジアシルグリセロールを含む食品(花王(株)「エコナクッキングオイル」等)については、現在、食品安全委員会において食品健康影響評価が行われている。
- 本年 7 月、これら花王(株)のエコナ関連製品に、グリシドール脂肪酸エステルが一般の食用油より多く混入していることが判明したことから、本年 9 月、食品安全委員会より食品健康影響評価に係る補足資料の提出を求められ、花王(株)に必要な試験の実施等の対応を指示した。
- 花王(株)においては、これら必要な試験を外部の試験研究機関に委託して実施することとしているが、信頼性及び中立性の確保を図るため、当該試験研究機関での試験について、厚生労働省として以下の専門家に確認を依頼することとする。

2. メンバー

西島 正弘 国立医薬品食品衛生研究所所長 大野 泰雄 国立医薬品食品衛生研究所副所長 能美 健 彦 国立医薬品食品衛生研究所変異遺伝部長 松田 りえ子 国立医薬品食品衛生研究所食品部長 関田 清司 国立医薬品食品衛生研究所動物管理室長 諏訪 俊 男 慶應義塾大学薬学部臨床薬物評価学講座教授 斉藤 貢 - 星薬科大学薬品分析化学教室准教授

3. 確認内容

- ・試験方法の科学的妥当性
- ・試験実施機関における試験実施体制及び実施状況
- 試験データの確認
- 結果報告書の精査

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長 殿

花王株式会社 代表取締役。社長執行役員 尾﨑 元規

グリシドール脂肪酸エステル及びグリシドールに関する補足資料の提出について

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件につきましては、基準審査課長殿より平成 21 年 9 月 8 日付け食安基発 0908 第 1 号を以って補足資料提出のご連絡をいただいたところですが、平成 21 年 9 月 17 日付けで弊社より報告いたしました、優先して対応を進めている以下の 3 項目についてご報告を申し上げます。

1. グリシドール脂肪酸エステル及びグリシドールの毒性に関する情報収集 文献検索により、グリシドール脂肪酸エステル関連の情報 9 件、グリシドール関連の 11 件を収集いたしました(文献ファイル参照)。

なお、グリシドールについては、数多くの毒性文献が見つかったため、米国国家毒性プログラム (NTP) と国際がん研究機関 (IARC) が発行した評価報告書 (それぞれ 1990年と 2000年) とその後に発表された文献を中心に収集いたしました。

2. グリシドール脂肪酸エステルを経口摂取した場合の体内動態試験

体内動態試験の実施には、グリシドール脂肪酸エステルとその予想代謝物の一つである グリシドールの血中濃度分析が必要となることから、弊社では信頼性の高い微量定量分析 法の開発に向けて検討を重ねてまいりました。しかしながら、これらの分析法は、現時点 では、世界的にみても確立された方法の報告はなく、予想以上に開発に時間を要しており ます。今般、弊社内での分析法開発の目途がたち、現在、GLP 基準に適合した試験受託 機関にて微量定量分析法の検証を行っております。

今後、信頼性の高い微量定量分析法を確定できしだい、ジアシルグリセロール中の主要 脂肪酸がリノール酸であることをふまえ、グリシドールリノール酸エステルを経口摂取し た場合の体内動態試験に速やかに着手し、信頼性確保の確認を受けつつできる限り早期に 報告するよう努めます。

3. グリシドール脂肪酸エステル及びグリシドールの遺伝毒性試験

ジアシルグリセロール中の主要脂肪酸がリノール酸であることをふまえ、グリシドール リノール酸エステルについて、GLP 基準に適合した試験受託機関にて遺伝毒性試験 (Ames 試験、染色体異常試験、小核試験)を実施し最終報告書を取りまとめ中であり、 信頼性確保のための確認を受けたあと、報告する予定です。

なお、グリシドールについては、文献検索により NTP にて実施された遺伝毒性試験の結果を収集することができましたが、[文献ファイル(文献番号 G1)をご参照ください]併せて、グリシドールリノール酸エステルと同様に GLP 基準に適合した試験受託機関にて Ames 試験、染色体異常試験、小核試験を実施中です。

以上

グリシドール脂肪酸エステル毒性関連文献

- GE-1 Hendry JA, Homer RF, Rose FL, Walpole AL, 1951, Cytotoxic agents: II. Bis-epoxides and related compounds. Br J Pharmacol Chemother, 6:235-255
- GE-2 Arthur L Walpole, 1958, Carcinogenic action of alkylating agents. Annals New York Academy of Sciences.
- GE-3 Weil OS, Condra N, Halun C, Striegel JA, 1963, Experimental carcinogenicity and acute toxicity of representative epoxides. Am Ind Hyg Assoc J 24:305-25
- GE-4 Swern D, Wieder R, McDonough M, Meranze DR, Shimkin MB, 1970, Investigation of fatty acids and derivatives for carcinogenic activity. Cancer Res 30:1037-1046
- GE-5 Swern D, Wieder R, McDonough M, Meranze DR, Shimkin MB, 1972, Replication of low-level carcinogenic activity bioassays. Cancer Res 32:880-881
- GE-6 Canter DA, Zeiger E, Haworth S, Lawlor T, Mortelmans K, Speck W, 1986, Comparative mutagenicity of aliphatic epoxides in Salmonella Mutation Res. 172:105-138
- GE-7 IARC, 1987, Glycidyl oleate. IARC Monogr Eval Carcinog Risk Chem Man 11:183-186
- GE-8 IARC, 1987, Glycidyl stearate. IARC Monogr Eval Carcinog Risk Chem Man 11:187-190
- GE-9 Boogaard PJ, van Elburg PA, de Kloe KP, Watson WP, van Sittert NJ, 1999, Metabolic inactivation of 2-oxiranylmethyl 2-ethyl-2,5-dimethylhexanoate (C10GE) in skin, lung and liver of human, rat and mouse. Xenobiotica 29:987-1006

グリシドール毒性関連文献

- G-1 NTP, 1990, NTP Toxicology and carcinogenesis studies of glycidol (CAS No. 556-52-5) in F344/N rats and B6C3F1 mice (gavage studies). Natl Toxicol Program Tech Rep Ser 374:1-229
- G-2 IARC, 2000, Glycidol. IARC Monogr Eval Carcinog Risks Hum 77:469-486
- G-3 Nomeir AA, Silveira DM, Ferrala NF, Markham PM, McComish MF, Ghanayem BI, Chadwick M, 1995, Comparative disposition of 2,3-epoxy-1-propanol (glycidol) in rats following oral and intravenous administration. J Toxicol Environ Health 44:203-217
- G-4 Irwin RD, Eustis SL, Stefanski S, Haseman JK, 1996, Carcinogenicity of glycidol in F344 rats and B6C3F1 mice. J Applied Toxicol 16:201-209
- G-5 Landin HH, Tareke E, Rydberg P, Olsson U, Tornqvist M, 2000, Heating of food and heamoglobin adducts from carcinogens: possible precursor role of glycidol. Food Chem Toxicol 38:963-969
- G-6 Chen Y, Megosh LC, Gilmour SK, Sawicki JA, O'Brien TG, 2000, K6/ODC transgenic mice as a sensitive model for carcinogen identification. Tox. Letters 116: 27-35
- G-7 Guo TL, McCay JA, Brown RD, Musgrove DL, Butterworth L, Munson AE, Germolec DR, White KLJ, 2000, Glycidol modulation of the immune responses in female B6C3F1 mice. Drug Chem Toxicol. 23(3):433-57
- G-8 日本バイオアッセイセンター, 2004, グリシドールの吸入によるがん原性試験 結果の概要。日本バイオアッセイセンター, ホームページ
- G-9 Kim JH, Kim KY, Kwon KJ, Go SY, Min KN, Lee, WS, Park SN, Sheen YY, 2006, Genetic toxicity test of glycidol by Ames, micronucleus, comet assays and microarray analysis. J. Applied Pharmacol. 14: 240-245
- G-10 Ramy RE, Ould Elhkim M, Lezmi S, Poul JM, 2007, Evaluation of the genotoxic potential of 3-monochloropropane-1,2-diol (3-MCPD) and its metabolites, glycidol and beta-chlorolactic acid, using the single cell gel/comet assay. Food Chem Toxicol 45:41-48
- G-11 NTP, 2007, Toxicology and carcinogenesis study of glycidol (CAS No. 556-52-5) in genetically modified haploinsufficient p16(Ink4a)/p19(Arf) mice (gavage study). Natl Toxicol Program Genet Modif Model Rep. 2007 Nov;(13):1-81.